

外ヶ浜町過疎地域持続的発展計画 (令和8年度～令和12年度) (案)

当初計画議決 令和8年3月 日



目次

第1章 基本的な事項

1. 町の概況	1
2. 人口及び産業の推移と動向	5
3. 行財政の状況	8
4. 地域の持続的発展の基本方針	12
5. 地域の持続的発展のための基本目標	12
6. 計画の達成状況の評価に関する事項	12
7. 計画期間	12
8. 公共施設等総合管理計画との整合	12

第2章 計画

1. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	15
2. 産業の振興	16
3. 地域における情報化	22
4. 交通施設の整備、交通手段の確保	23
5. 生活環境の整備	26
6. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	31
7. 医療の確保	35
8. 教育の振興	36
9. 集落の整備	40
10. 地域文化の振興等	41
11. 再生可能エネルギーの利用の推進	43
12. その他地域の持続的発展に関し必要な事項	44

過疎地域持続的発展特別事業 事業計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）過疎地域持続的発展特別事業分 46

第1章 基本的な事項

1. 町の概況

ア. 外ヶ浜町の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

①自然的条件

a. 位置と地勢

当町は、青森県津軽半島の最北端・龍飛崎を含む、津軽半島北部に位置しています。東は陸奥湾に面し、西は中山山脈を隔てて北津軽郡の市町が隣接。南は蓬田村と隣接し、北は今別町をまたいで三厩地区があります。当町は飛び地となっており、東西約 27km、南北約 25km、総面積は 230.30 km²です。

地勢は、津軽半島中央部を南北に連なる中山山脈から、海岸線に向けて流れる河川に沿って平地部が形成され、集落と耕地のほとんどは海岸線及び河川の流域に沿って位置しています。総面積の約 90%が山林で、その多くは国有林であり、農用地及び宅地の割合はわずかとなっています。

b. 気象

気象は、夏季が短く冬季が長い積雪寒冷地帯となっています。年平均気温は 10°C 前後と冷涼で、降水量は 1,500mm 前後、冬季積雪期間は 12 月から 3 月までです。

春の終わりから夏にかけて、オホーツク海の冷気を含んだ偏東風（以下、「ヤマセ」という）による低温が続くことがあります。農作物に大きな影響を与えることもあります。

また、冬は偏西風が強く、降雪の日が多いため日照時間も少なく、冬道の交通をはじめ町民の日常生活に支障をきたしています。

②歴史的条件（沿革）

当町の遺跡から歴史をみると、古くは旧石器時代からヒトの暮らしをうかがうことができます。住居跡は確認されていませんが、蟹田地区の大平山元遺跡からは、火を焚いた跡が発見されています。当遺跡からは日本で最も古い土器片も発見されており、その顕著で普遍的な価値が認められ、令和 3 年 7 月には「北海道・北東北の縄文遺跡群」の構成資産の 1 つとしてユネスコ世界文化遺産に登録されました。

そのほか、縄文時代の円熟期に入るころには、学史的にも貴重な三厩地区の宇鉄遺跡と平館地区的今津遺跡が所在し、海・山・川の豊かな資源に恵まれた中での暮らしを推測できます。その中でも、宇鉄遺跡からは弥生時代の土器や装飾品も見つかり、当時のヒトが高度な技術をもって生活を営んでいたことがわかります。出土品の中には国の重要文化財に指定されているものもあります。

古墳・奈良・平安・鎌倉時代の遺跡は、発掘調査が実施されていないため、明確に知ることができないものの、地形的に東北南部や北海道南部を結ぶ要衝地帯であり、それらの地域と深いつながりがあったものと思われます。

藩政時代の歴史としては、県の指定文化財になっている平館地区的台場が挙げられます。幕末に築かれたこの台場は、高台ではなく平地にある西洋式のもので、7 つの砲台跡を現在でも確認できます。藩政時代の「外が浜」は、津軽藩の要衝の地、四浦（深浦、鰺ヶ沢、青森、十三）、五浦

(碇ヶ関、大間越、野内、蟹田、今別) のうち、蟹田は二浦の一つに数えられ、ヒバ材の積出港として町奉行が置かれていました。また、中師地区には山林の監督を行う御山奉行が置かれていたと言われています。

明治時代の廃藩置県後、県下は 10 の大区と 72 の小区に分けられ、当町は第 1 大区の 4 小区と 5 小区に属していましたが、明治 11 年の郡区町村制により東津軽郡ができ、明治 17 年には「蟹田村外八ヶ村戸長役場」と「今別村外六ヶ村戸長役場」が設置されました。

明治 22 年には市町村制の施行により、当町の各地区は蟹田村・平館村・三厩村に統合され、昭和 16 年には蟹田村が蟹田町になり、平成 17 年 3 月 28 日には蟹田町・平館村・三厩村が合併し、現在、外ヶ浜町となっています。

③社会的条件

a. 人口動態

令和 2 年国勢調査における当町の人口は、5,401 人で、昭和 55 年の 14,955 人と比べると、約 63.9% の減少となっています。

また、年齢別人口構成は、年少人口（0～14 歳）が 5.3%、生産年齢人口（15～64 歳）が 43.8%、高齢者人口（65 歳以上）が 51.0% となっており、年少人口割合の低下と高齢化率の上昇が進んでいます。

b. 土地利用

総面積は 23,030ha（県総面積の約 2.4%）で、山林が 89.9%（20,703ha）と大部分を占め、そのほとんどが国有林であり、農用地はわずか 4.5%（1,028ha）となっています。

④経済的条件

a. 就業人口

当町の就業人口は、令和 2 年の国勢調査では 2,371 人で、総人口の 43.9% を占めています。産業別就業人口の内訳は、第 1 次産業が 548 人（就業人口の 23.2%）、第 2 次産業が 494 人（同 20.8%）、第 3 次産業が 1,329 人（同 56.1%）となっています。就業人口においては、第 3 次産業を中心とした産業構造となっていますが、比率としては第 1 次産業の就業率が非常に高く（国平均 3.2%）、農林水産業が産業の基盤となり、当町の特徴的な部分となっています。

b. 経済圏

町役場本庁がある蟹田地区は、青森市から約 27km の近距離にあり、JR 津軽線で約 40 分、車では約 35 分で結ばれています。生活物資等の供給や消費生活は、青森市の経済圏にあり、教育・医療などの面においても深い関わりを持っています。

昭和 55 年に津軽半島と下北半島を結ぶむつ湾フェリー就航のほか、平成 28 年には北海道新幹線の開業を迎える、三厩地区における交通の利便性も向上したことから、当町は青森県内のみならず北海道南方面との産業・経済等が交差する要衝としての役割を担っています。

イ. 過疎の状況

①人口等の動向

当町の人口は、昭和55年に14,955人であったものが、平成17年には8,215人、令和2年には5,401人と大幅な人口減少が続いている。

若年者の数と比率は減少し続けており、昭和55年は2,886人（19.3%）であるのに対し、令和2年においては339人（6.3%）となっています。

その一方で、高齢者の数と比率は増加を続け、昭和55年は1,705人（11.4%）であるのに対し、令和2年度においては、2,752人（51.0%）であり、人口の構造が大きく変化しています。高齢者数及び比率については、今後緩やかな変化となる見込みではありますが、少子化は今後もさらに進んでいくおそれがあり、早急な対応が求められています。

②現在の課題・今後の見通し

a. 現在の課題

これまでの過疎対策においては、産業振興、交通・通信体系、生活環境及び福祉施設の整備、教育文化施設の整備等、各般にわたって事業の推進を図り、社会資本の整備の面では一定の成果を収めました。しかし、いずれにおいても産業基盤の脆弱さや定住環境の整備の立ち遅れや人口流出等の課題があり、結果として人口減少に歯止めはかかっていない状況が続いている。

産業別の人ロ減少の原因としては、第1次産業では農業の兼業化が進み、経営規模が零細になっているほか、水産業では資材高騰による漁業経費負担の増加などで漁業経営が厳しく、後継者となる担い手が少ないことなどが考えられます。

b. 今後の見通し

産業全体における傾向として、雇用の場が少ないとともに、新規学卒者を中心とした若年者が首都圏及び都市部へ就職を機に町外へ転出し、人口減少及び少子高齢化の要因となっており、今後の地域活力の低下が懸念されます。

今後は、農林水産業とそれに付随する産業を中心に、魅力ある産業の創出・育成・拡大を図ることが必要であるとともに、雇用の場の創出及び雇用環境の改善を図ることで、若年層の定着を図り、子どもを生み育てやすい生活環境を整備して、活気あるまちづくりを進めなければなりません。併せて当町への移住や就労意欲を増進させるような魅力発信や体験等の事業の充実も必要となっています。

【参考】これまでの過疎対策における主な取組

分類	主な取組
産業の振興	農業では蟹田地区のは場及びため池等の整備をしてきたとともに、漁業については水産物荷捌施設のほか、漁港整備を行い、水産物漁獲量・漁獲高の向上のための施設整備に努めてきました。観光については、蟹田駅前の開発や龍飛崎を中心とした施設整備を行い、観光客の受入体制を強化しました。
交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流	町道の整備については、集落の中心となる道路はおおむね整備され、町民の生活利便性の向上が図られました。また、地域情報通信基盤整備として、光ケーブルの整備事業を実施し、情報化社会に対応する通信環境の整備を行いました。
生活環境の整備	生活基盤の基礎となる簡易水道整備については、老朽管更新が順次行われ、安全な飲料水供給体制の整備が図されました。下水道整備については、蟹田・平館・三厩の全三地区で一部供用が実現し、現在も計画的に整備を進めています。公営住宅や消防施設については、施設の老朽化を改善するため、計画的に更新してきました。
子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	町総合福祉センターを中心に、高齢者の生きがいづくりや健康の保持・増進事業はもとより、介護予防、ひとり暮らし高齢者の生活支援など、元気な高齢者から介護を必要とする高齢者まで、各般にわたる高齢者施策を実施してきました。また、公民館を活用した放課後児童教室（学童教室）の整備、子ども家庭センターの設置等、子育て世代の多様なニーズに応える児童福祉施策の充実が図されました。
医療の確保	外ヶ浜中央病院は、県立中央病院や青森市民病院等との連携や、施設・医療機器の整備等により、青森市以北における中核病院として地域医療の確保を図ってきました。
教育の振興	学校施設の耐震化が進められ、安全・安心な教育環境の整備が図されました。また、蟹田地区及び平館地区の小学校、中学校をそれぞれ統合するとともに、三厩地区においては小中一貫校化を実施し、教育環境の充実を図りました。
地域文化の振興等	町内の遺跡・遺物の保存活動を行い、令和3年には長年の取組が認められ、史跡大平山元遺跡は「北海道・北東北の縄文遺跡群」の構成資産としてユネスコ世界文化遺産登録が決定し、今後もさらなる観光客の誘致や文化的魅力の発信が期待されています。

ウ. 社会経済的発展の方向

①産業構造の変化

国勢調査による令和2年の就業人口は2,371人で、総人口の43.9%を占めています。産業区分別の内訳は、第1次産業が548人（就業人口の約23.1%）、第2次産業が494人（同約20.8%）、第3次産業が1,329人（同56.1%）となっています。

昭和55年までは就業人口の増加がみられた産業もありましたが、以降はすべての産業において減少傾向であり、特に第2次産業においては、昭和63年の青函トンネル工事完了の影響で大幅な減少となっています。

②地域の経済的・社会的立地特性

町役場本庁がある蟹田地区は、青森市から北へ約27km、JR津軽線で約40分、車で約35分の利便性の高い位置にあります。国道280号は、青森市を起点に当町三厩地区に至る延長約70kmで、陸奥湾に面した津軽半島北部地域（上磯地方）と青森市を結ぶ動脈道路となっています。

また、津軽半島日本海側を縦走する国道339号は、三厩地区を起点に弘前市方面（約110km）まで延びています。

このほか、津軽半島を横断し日本海沿岸の主要市町村を結ぶ県道鰺ヶ沢蟹田線や龍飛崎に至る県道今別蟹田線、津軽・下北両半島を結ぶカーフェリー発着場所、さらにはJR津軽線があり、青函及び津軽・下北半島圏域を結ぶ重要な交通ネットワークを形成しています。

③青森県基本計画・外ヶ浜町総合計画との整合性

「青森県基本計画『青森新時代』への架け橋」が掲げる「AX (Aomori Transformation) ~青森大変革~」の基本理念を踏まえ、「若者が、未来を自由に描き、実現できる社会」を目指し、本計画における施策を推進していきます。

また、当町が令和8年3月に策定した「第4次外ヶ浜町総合計画（計画期間：令和8～12年度）」において掲げる「安定した雇用をつくる」、「暮らしやすい地域をつくる」、「安心できる子育て・医療環境をつくる」、「時代にあった地域をつくる」という4つの重点政策との整合を図りながら、本計画における施策の展開を図ります。

④社会経済的発展の方向

基幹産業である農林水産業については、特色ある地域資源を活かし、生産から流通までを結び付け、収益性のアップを図るとともに、産業間の連携による新たな産業等の創出により、雇用機会の確保や定住促進に結びつく、自立性ある経済基盤づくりを進めます。

また、道路整備等の交通網の充実を図るとともに、津軽半島最北端の景勝地・龍飛崎などの恵まれた観光資源を積極的に活用し、地域資源の特性を活かした事業等の推進によって、交流・関係人口の創出を図り、将来的な移住者の増加に向けての取組を推進します。

さらに、人口減少、少子高齢化が進行する中、町民の福祉に対するニーズが高度化・多様化していることから、すべての町民が健康で安心した生活を送ることができるような環境づくりに努めます。

2. 人口及び産業の推移と動向

①総人口の推移

昭和30年代に約18,000人とピークを迎えた人口は年々減少を続け、令和2年の国勢調査では5,401人となり、3分の1以下となりました。この間の5か年ごとの人口の推移をみると、昭和35年から45年までは、それぞれの減少率が5～6%前後であり、昭和45年と50年比は1.6%に低下したものの、昭和50年以降については6.0%以上の減少となっています。

また、昭和60年及び平成2年は青函トンネル工事完了に伴う工事作業員の転出が人口減少に大きく影

響し、10%以上の減少率となっています。平成7・12年は減少が緩みましたが、直近4回（平成17・22・27年、令和2年）の調査では再び10%を超える減少率になっています。

②年齢階層別、男女別からみた人口の推移

人口推移を年齢階層別にみると、年少人口（0～14歳）は昭和55年に3,407人であったものが、令和2年には285人（91.6%減）、生産年齢人口（15～64歳）は昭和55年に9,843人であったものが、令和2年には2,364人（76.0%減）と大きく減少しています。その一方で、老人人口（65歳以上）は昭和55年に1,705人であったものが、令和2年では2,752人（61.4%増）と大きく増加しており、少子高齢化の急速な進行が顕著に表れています。令和2年の高齢者比率は51.0%で、約2人に1人以上が高齢者という状況にあります。

③産業別人口の見通し

令和2年の就業人口2,371人を産業構造別構成比率でみると、第3次産業が56.1%と最も高く、次いで第1次産業23.1%、第2次産業20.8%の順になっています。全体構造としての主な順位は、漁業（17.6%）、医療・福祉（14.9%）、建設業（12.2%）、卸売・小売業（10.7%）となっています。

今後、就業人口割合は大きな変動はないものと推測されます。しかし、全体的な就業人口の減少が見込まれるため、産業の担い手確保や次世代を担う若者の定着を図る施策や支援が必要になります。

人口の推移（国勢調査）

区分	昭和55年	平成2年		平成17年		平成27年		令和2年	
	実数 (人、%)	実数 (人、%)	増減率 (S55年比)	実数 (人、%)	増減率 (S55年比)	実数 (人、%)	増減率 (S55年比)	実数 (人、%)	増減率 (S55年比)
総数	14,955	10,663	▲28.7	8,215	▲45.1	6,198	▲58.6	5,401	▲63.9
0歳～14歳	3,407	1,857	▲45.5	773	▲77.3	437	▲87.2	285	▲91.6
15歳～64歳	9,843	6,746	▲31.5	4,618	▲53.1	2,927	▲70.3	2,364	▲76.0
うち 15歳～ 29歳 (a)	2,886	1,490	▲48.4	943	▲67.3	419	▲85.5	339	▲88.3
65歳以上 (b)	1,705	2,060	20.8	2,824	65.6	2,832	66.1	2,752	61.4
(a)/総数 若年者比率	19.3%	14.0%	—	11.5%	—	6.8%	—	6.3%	—
(b)/総数 高齢者比率	11.4%	19.3%	—	34.4%	—	45.7%	—	51.0%	—

*総数には年齢不詳の人数が含まれていることから、各項目の合計数と合わない場合があります。

産業別人口の動向（国勢調査）

区分	昭和 55 年	平成 2 年	平成 17 年	平成 27 年	令和 2 年
	実数 (人、%)	実数 (人、%)	実数 (人、%)	実数 (人、%)	実数 (人、%)
総数	7,335	4,907	3,595	2,597	2,371
第1次産業 就業人口 (比率)	2,076 (28.3%)	1,476 (30.1%)	852 (23.7%)	599 (23.1%)	548 (23.1%)
第2次産業 就業人口 (比率)	3,080 (42.0%)	1,477 (30.1%)	936 (26.0%)	533 (20.5%)	494 (20.8%)
第3次産業 就業人口 (比率)	2,177 (29.7%)	1,949 (39.7%)	1,802 (50.1%)	1,455 (56.0%)	1,329 (56.1%)

※総数には分類不能の人数が含まれていることから、各項目の合計数と合わない場合があります。

※就業人口比率も同様に、分類不能者を差し引いた数値で算出していることから、単なる総数と産業別の就業人口の比率とは異なる場合があります。

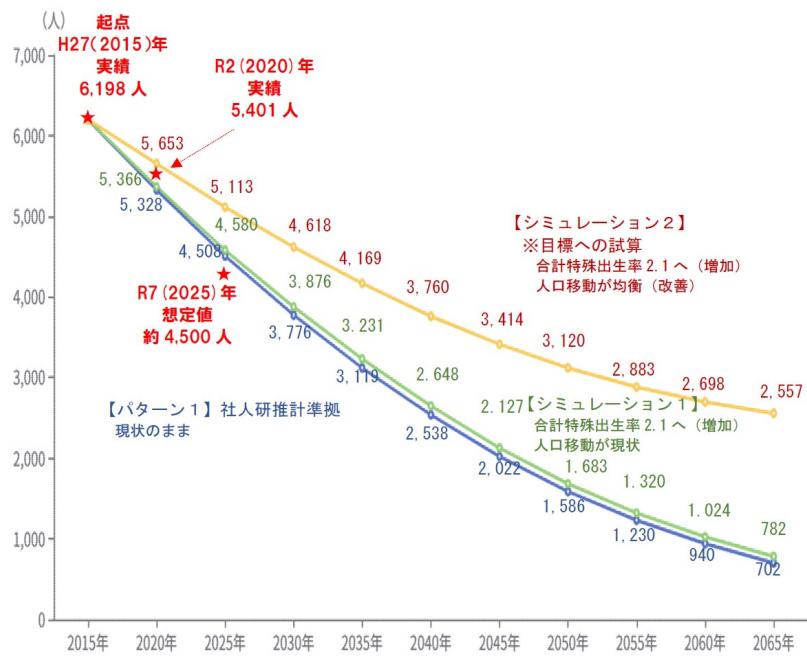
④今後の人口動向

外ヶ浜町人口ビジョン（別表1）において、当町の人口は年々減少し、2055年には1,230人まで減少するとされており、今後30年間で人口が3分の1以下になると予測されています。

【別表1】2065年までの人口推計（※外ヶ浜町人口ビジョンから抜粋）

<RESAS 地域経済分析システム 将来人口推計 ※H27（2015）年起点>

● パターン1 ● シミュレーション1 ○ シミュレーション2



3. 行財政の状況

ア. 行政

①組織及び職員数

将来にわたって多様な行政サービスを提供していくために、平成17年3月28日に、蟹田町・平館村・三厩村が合併し、行財政基盤の強化を図ってきました。

行政機構は、「外ヶ浜町行政機構図」のとおり、蟹田地区に本庁舎、平館・三厩地区にそれぞれ支所を配置し、地域住民と直結する業務を行っています。

職員数は、町村合併した平成16年度末の普通会計職員数が168人であったものが、退職者の補充を抑制したことにより、令和7年4月1日現在では77人まで減少しています。

②広域行政による共同施設等

環境衛生業務は、昭和41年に「蟹田地区環境整備事務組合（旧蟹田町・蓬田村・旧平館村で構成）」、昭和44年には「今別・三厩地区環境整備事務組合（旧三厩村・今別町で構成）」がそれぞれ設置され、ごみ・し尿・火葬の共同処理を行ってきました。昭和45年には東青地区7市町村からなる「青森地域広域市町村圏協議会」が発足し、平成3年に協議会組織を法人化して「青森地域広域事務組合」が設置されました。

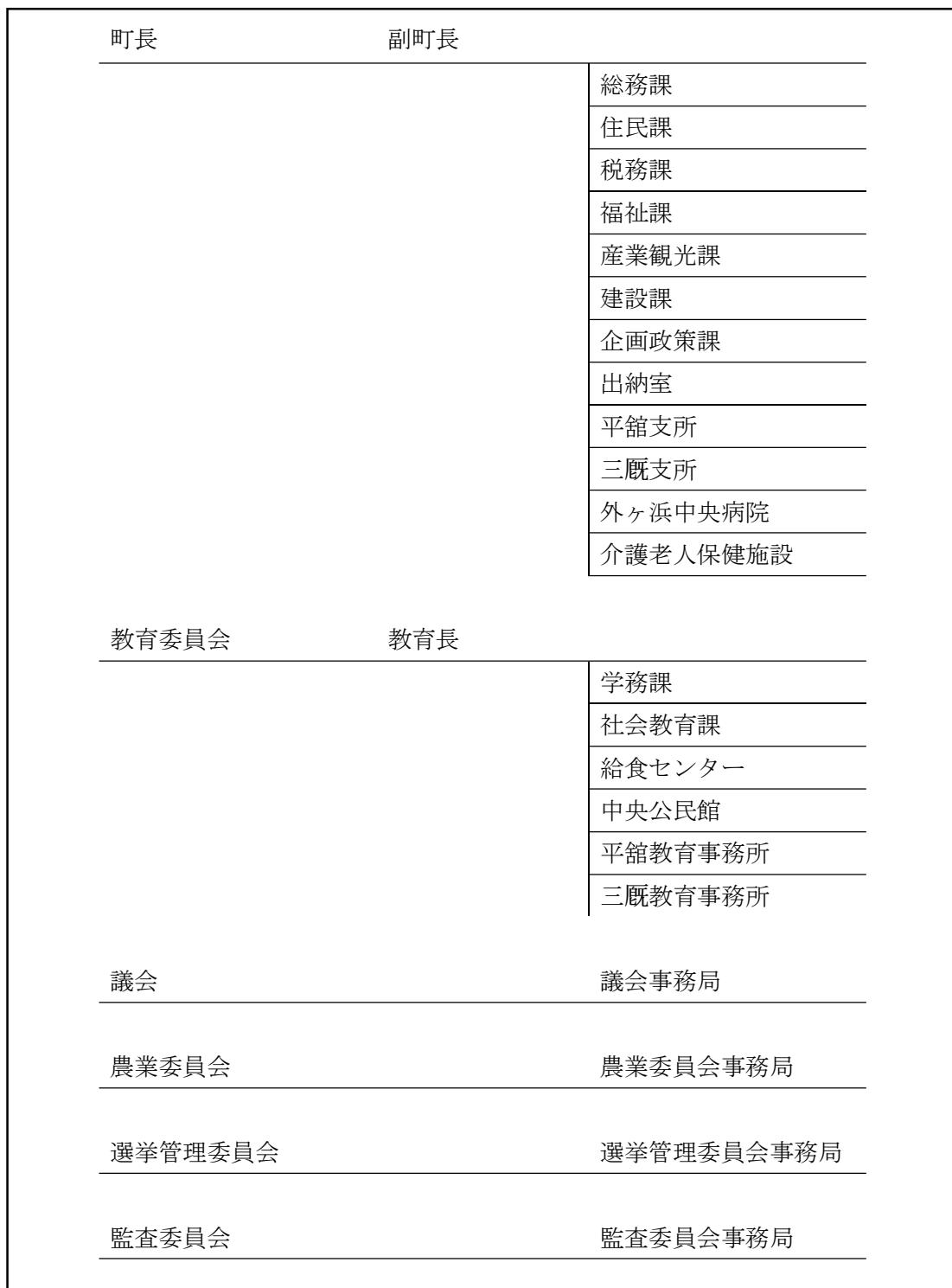
消防業務は、昭和47年に、青森市以北の2町3村（青森市・蓬田村・旧蟹田町・旧平館村・今別町・旧三厩村）による「青森地域広域消防事務組合」が設置され、平成26年度から平内町が加わり、常備消防に対応する広域体制をとっています。

平成27年度からは、行政事務のさらなる効率化を図るため、青森地域広域事務組合が消防業務を担うことになり、現在、し尿処理施設、火葬場の運営のほか、消防、広域観光、介護認定審査等の事務を行っています。

③行政改革

平成17年3月28日に「外ヶ浜町」となってから現在に至るまで、「行財政改革大綱」に基づき、事務事業及び組織機構の見直しを図ってきました。しかし、義務的・固定的経費等が大きいことや飛び地合併であることから、今後も効率的な行財政運営の調整が必要になります。このため、行財政改革に対する職員の共通認識を一層高めながら、多様な町民ニーズに応え、町民に信頼される行政を展開していくこととします。

外ヶ浜町行政機構図



イ. 財政

令和2年度時点での財政状況は、表1－2（1）のとおりとなっています。

財政構造の弾力性を示す経常収支比率は96.9%と高く、普通交付税の伸び率によって、経常収支比率が変動しやすい財政構造になっているとともに、一般財源が減少傾向にあることから、行財政改革を進め、長期的な展望に立った財政の健全化を図る必要があります。

表1－2（1）市町村財政の状況

(単位：千円)

区分	平成22年度	平成27年度	令和2年度
歳入総額 A	7,696,017	6,387,186	6,982,632
一般財源	4,467,793	4,334,967	4,256,537
国庫支出金	956,485	487,601	1,235,894
都道府県支出金	428,588	331,491	240,078
地方債	1,233,600	576,800	246,500
うち過疎対策事業債	215,500	143,300	78,500
その他	609,551	656,327	1,003,623
歳出総額 B	7,397,765	6,208,087	6,863,848
義務的経費	2,425,811	2,172,494	2,113,705
投資的経費	2,057,605	630,310	304,128
うち普通建設事業	2,027,081	627,640	304,123
その他	2,914,349	3,405,283	4,446,015
過疎対策事業費（再掲）	2,362,845	1,272,507	256,713
歳入歳出差引額 C（A-B）	298,252	179,099	118,784
翌年度へ繰越すべき財源 D	170,100	7,813	27,798
実質収支 C-D	128,152	171,286	90,986
財政力指数	0.182	0.163	0.19
公債費負担比率	17.0	18.2	17.7
実質公債費比率	17.1	14.1	11.5
起債制限比率	—	—	—
経常収支比率	90.6	93.1	96.9
将来負担比率	160.3	101.0	43.2
地方債現在高	9,473,160	8,103,432	6,481,133

資料：地方財政状況調査等

ウ. 施設整備水準

道路改良率・舗装率、水道普及率は、日常生活を営む上で支障が生じないほどの整備状況となっており、福祉施設や文化施設などについては、各分野ともおおむね平均的に整備されています。

水洗化率は、9.5%（平成22年度末）から43.9%（令和2年度末）に上昇していますが、依然として低い状況であることから、下水道の加入率を高めていく必要があります。

今後、人口減少及び少子高齢化の進行等により、公共施設等の利用需要が変化していくことを踏まえ、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化・除却などを計画的に行うことにより、公共施設等の最適な配置を図っていきます。

表1－2（2）主要公共施設等の整備状況

区分	昭和55 年度末	平成2 年度末	平成12 年度末	平成22 年度末	令和2 年度末
市町村道					
改 良 率 (%)	39.9	77.5	76.0	73.0	74.9
舗 装 率 (%)	38.6	68.3	68.4	67.4	71.8
農 道					
延 長 (m)	19,202	12,407	8,831	8,599	8,599
耕地1ha当たり農道延長(m)	1,726.8	1,116.7	804.3	614.2	—
林 道					
延 長 (m)	790	5,554	5,746	5,353	5,353
林野1ha当たり林道延長(m)	7.6	28.0	28.2	28.7	—
水 道 普 及 率 (%)	96.0	99.9	100	100	100
水 洗 化 率 (%)	—	0.2	0.9	9.5	43.9
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	3.4	4.4	5.3	6.6	8.1

資料：公共施設状況調査等

4. 地域の持続的発展の基本方針

これまでの当町における過疎対策事業は、住民生活の利便性向上や産業の振興をはじめとして、一定の成果を上げてきました。しかしながら、結果として人口減少が加速度的に進んでいることを考えると、人口減少に歯止めをかけるための施策について、さらなる取組の強化が求められます。今後の方針としては、魅力ある産業・町づくりはもちろんのこと、町の住民が一丸となって魅力を町内外に発信し、体験してもらうことで、当町での居住や労働の意欲をかき立てるような施策やそれに伴う体制整備が求められます。

「青森県過疎地域持続的発展方針」においては、『過疎地域等が人口減少に伴う様々な課題を乗り越え、一人でも多くの若者が、青森県で人生を送ることに多様な可能性を見出し、「ここで暮らしたい」と思える魅力ある青森県となることをめざす』と基本的な方向を定めています。

外ヶ浜町過疎地域持続的発展計画の基本方針についても、県方針に基づき施策を実施するとともに、当町のまちづくりの方向性を示す「第4次外ヶ浜町総合計画」における重点政策との整合を図りながら各種施策に取り組むものとします。

また、本計画に記載する全ての事業については、他市町村との連携や連携中枢都市圏等、広域的な取組を推進を図り、過疎地域が市町村の枠組みを超えて持続的に発展していくことをめざします。

5. 地域の持続的発展のための基本目標

ア. 人口に関する目標

第4次外ヶ浜町総合計画及び外ヶ浜町人口ビジョンにおいては、『「合計特殊出生率を約2.1へ上昇」かつ「移動率（社会増減）が均衡」を基本とし、各施策をバランスよく実施する』こととしており、当計画においても同様の目標を設定します。

- ・具体的な目標

- a. 短期的目標：2035年 人口規模4,169人程度
- b. 中期的目標：2045年 人口規模3,414人程度
- c. 長期的目標：2055年 人口規模2,883人程度

イ. 財政力に関する目標

当町の経常収支比率は、令和2年度決算では96.9%となりました。持続可能な財政運営の実現に向け、事業の選択と集中、行政運営の効率化やコスト削減、自主財源の確保等に努め、令和12年度決算における経常収支比率90.0%未満をめざします。

6. 計画の達成状況の評価に関する事項

外ヶ浜町過疎地域持続的発展計画では、各分野の基本目標を設定し、その検証・改善を図るための仕組みとしてP D C Aサイクルを繰り返すことによって、業務を継続的に改善していく手法で実施します。

このP D C Aサイクルの実施に当たっては、総合計画との整合性の観点も持ち合わせていることから、「外ヶ浜町総合計画審議会」において、外部有識者が参画する形式の評価・検証を行うとともに、効果的な施策の推進が可能となるよう必要に応じて予算編成等への反映や計画の改定を行うものとします。

7. 計画期間

計画期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5か年間とします。

8. 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等の現状や課題に関する基本認識として、過去に建設された公共施設等が更新時期を迎えること、人口減少・少子高齢化による社会構造の変化があること、依然として続く厳しい財政環境であることが挙げられます。外ヶ浜町公共施設等総合管理計画においては、今後の町民生活を支える施設サー

ビスを持続的に提供していくための「公共施設等の管理に関する基本的な考え方」を以下のとおり定めています。

また、本計画は外ヶ浜町公共施設等総合計画の内容を前提とし、人口減少・少子高齢化といった環境変化や施設の健全性・安全性、サービスの必要性などから総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を行うことにより、過疎地域の持続的発展を図り、住民サービスの向上、移住・定住、雇用拡大、地域格差の是正を目的として策定するものです。したがって、本計画に掲げるすべての公共施設等の整備は外ヶ浜町公共施設等総合管理計画に適合しています。

【公共施設等の管理に関する基本的な考え方（「外ヶ浜町公共施設等総合管理計画」より抜粋）】

①供給量の適正化

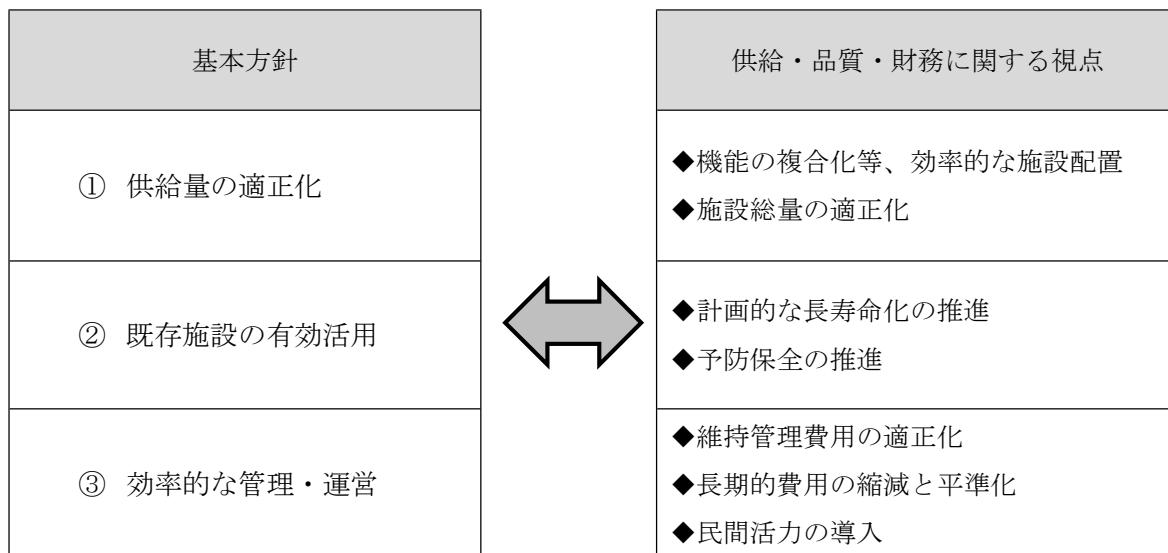
将来の人口動向や財政状況を踏まえ、公共施設のコンパクト化（統合、廃止、規模の縮小及び解体）等により「供給量の適正化」を検討する。

②既存施設の有効活用

既存施設は、老朽化の状況や利用実態及び需要見通しを踏まえ、今後も継続する施設については、計画的な修繕・改良による施設の品質の保持や機能の改善に努め、施設の長寿命化を推進し、「既存施設の有効活用」を図る。

③効率的な管理・運営

情報の一元管理や共有を図るため、管理システムの構築、全庁的な推進体制の確立及び民間活力の導入などの検討により、「効率的な管理・運営」を推進する。



第2章 計画

1. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

当町の人口減少は、若い世代を中心とする転出と出生数の減少が主要因となっており、若者世代の転出や世帯分離等で、高齢者の単身世帯や夫婦のみの世帯が増えています。それに伴い、基幹産業である農林水産業の担い手不足も深刻になっています。

(2) その対策

若者の転出抑制や人口の定着につなげるために、転出者の回帰や都市部の移住志向を持つ人を引き付け、定住人口と関係人口の創出・拡大に取り組むとともに、豊かな自然環境と様々な地域資源の持つ魅力を、町内外へ効果的に発信し、外ヶ浜町への誇りや愛着の醸成を図ります。

また、定住促進のために、新規に住宅を供給するほか、既存の町営住宅を活用するなど、保有資産を活かした住環境整備とともに、空き家利用を含めた住宅政策を推進します。

▶主な取組

- ・東青圏域で連携し、移住希望者をサポートする受入体制の充実を図ります。
- ・暮らす、働く人材を呼び込むための魅力発信に取り組みます。
- ・地域おこし協力隊など外部人材を活用した取り組みを推進します。
- ・町民と関わりたい関係人口（外ヶ浜ファン「#FANSOTOGAHAMA」獲得やふるさと住民登録制度等）の拡大に取り組みます。
- ・当町の各種産業への就業（インターン含む）や医療・福祉職の移住促進に取り組みます。
- ・ふるさと納税・企業版ふるさと納税を活用し外ヶ浜町のサポーターの掘り起こしをします。
- ・空き家バンク等で空き家情報の提供を行い、利活用の促進と適正管理により、持続可能な住環境を構築します。
- ・宅地分譲を推進します。
- ・町内定住の促進（特に町外からの流入）として、住宅取得やリフォームのための助成制度、融資制度を金融機関と連携して構築します。

▶施設目標（※外ヶ浜町公共施設等総合管理計画参照）

- ・定住促進住宅…【方向性】長寿命化を前提とした整備

▶取組目標

- ・町内の現地視察に来た移住相談件数年2件以上。（令和7年実績1件）
- ・空き家バンクの延べ登録件数延べ10件以上。（運用時から現在までの延べ登録実績3件）

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
移住・定住・地域間 交流の促進、人材 育成	(1)移住・定住	宅地造成事業	町	
		移住定住促進住宅建設事業	町	
		空き家等リフォーム支援事業	町	
	(4)過疎地域持続的発展特別事業			
	人材育成	<p>地域おこし協力隊受入事業</p> <p>[事業内容]</p> <p>町外から地域おこし協力隊を受け入れし、地域活動を行う。</p> <p>[必要性]</p> <p>移住及び関係人口の創出につながるため。</p> <p>[事業効果]</p> <p>協力隊の活動によって、地域のにぎわい創出や産業の活性化が期待され、地域の持続的発展につながる。</p>	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

外ヶ浜町公共施設等総合管理計画では、公営住宅関連の基本方針として、「比較的新しい施設であることや、定住を促進するために提供することから、長寿命化を前提とした整備を行う」と定めています。本計画においても同様の方針とし、整合を図ります。

2. 産業の振興

(1) 現況と問題点

ア. 農林業

当町の農業は、安定兼業農家が増加するとともに、農作物価格の低迷による所得の低下等により、農家の労働力は他産業への流出傾向にあり、担い手不足が深刻化しています。

また、機械更新時や世代交代、農業生産基盤の整備の完了に伴い、急速に農地の流動化が進む可能性が高まっています。

林業経営については、生産期間が長期にわたり、財産投資的性格が強く副業的傾向にあるため、短期間で生産される樹種への転換や、生産基盤である林道網の整備等、林業経営の効率化へのニーズが高まっています。

イ. 水産業

【蟹田平館】

当町の主要産業であるホタテ貝養殖漁業を取り巻く環境は厳しく、夏季には、津軽暖流の影響によ

り海水温が稚貝の成長が止まる25℃を超える日が長く続き、冬期には低気圧による波浪で養殖施設が上下動することで、稚貝の大量へい死を招き、生産量の大幅な減少となっています。

また、養殖残渣の処理作業に費やされる労力と経費の負担が増大し、漁業者の経営を圧迫しています。養殖残渣は、出荷時期に大量発生するため、処理するまでの間、一時保管する施設整備など、多くの課題を抱えた現状にあります。

定置網、刺し網漁業においては、燃油、資材等の高騰により、漁業経費負担の増加と魚介類の消費減少による魚価の低迷が続き、漁家の経営が厳しい現状にあります。

また、漁業協同組合の若年層の組合員数が、極端に少なく後継者不足が懸念されます。

【三厩】

近年は主力魚種であるマグロ、スルメイカ等の回遊性魚類の来遊量が減少するとともに、水産物の消費量の減少による魚価の低迷のほか、資材及び燃料の高騰等で経営を圧迫する厳しい現状となっています。

また、蟹田・平館地区と同様に漁業協同組合員を確保するための対策も必要になっています。

ウ. 商工業

【商業】

日常生活の買い物などで、青森市へ消費者が流出するとともに、近年は町内にも郊外型の大型店舗が進出したことによって、従来からある商店（街）の経営環境が厳しくなっています。地元商店は、経営規模が小さく、集客力が低下しているものの、今まで地域に根ざした事業を継続していることから、商業機能のみならず、高齢化社会等の地域ニーズに対応した機能を活かしつつ、商店（街）の再活性化を図り、郊外型の大型店舗と地元商店のそれぞれの特性を活かした商業振興が必要となります。

【工業】

全体的に零細中小企業が多く、新規学卒者や若年者の地元就職やU・I・Jターン希望者の雇用機会の確保が困難な状況となっています。今後も工業を取り巻く環境は、厳しい状況が続くものと予想されますが、広域的視野に立ち、地域産業支援型及び研究開発型の企業導入を促進していく必要があります。

エ. 観光

主な観光資源として、三厩地区には、津軽半島最北端に位置する津軽国定公園龍飛崎のほか、青函トンネル記念館や階段国道など、全国的に有名な観光資源が数多くあります。蟹田地区には、陸奥湾内の景観がパノラマのように眺望することができる観瀬山や大平山元遺跡があり、平館地区には、江戸時代の参勤交代を偲ぶ松前街道の黒松並木の景観や砲台の跡である平館台場跡があり、町内には恵まれた観光資源が数多くあります。

レクリエーション施設は、海岸線と平行した国道沿いに、海水浴場やオートビレッジ及びキャンプ場等が整備され、観光イベントとしては、港まつり・龍飛義経マラソン等が開催されています。

観光情報発信や特産品販売機能のある拠点として、蟹田地区には、津軽・下北半島を結ぶカーフェリーの乗船窓口も併設された風のまち交流プラザ「トップマスト」、蟹田駅前にある「蟹田駅前市場ウェル蟹」、平館地区には、湯の沢温泉「ちゃばらっと」「おだいばオートビレッジ」、三厩地区では、龍飛埼灯台駐車場にある店舗のほか、総合交流促進センター「かぶと」等があります。

しかしながら、豊富な観光資源があり、キャンプ場やコテージなど自然を活かした宿泊場所があるものの、各要素をつないだ観光メニューや受入体制が整っていないことが課題となっています。このため、当町の基幹産業である農林水産業等の体験メニューを構築しながら、恵まれた景観や文化等をもつ観光資源をつなげた観光産業の振興を図る必要があります。

オ. 企業誘致、起業の促進

誘致企業は、かつて縫製工場が3社立地していましたが、現在は1社に留まっています。国道280号バイパスが青森市から外ヶ浜町蟹田まで開通し、陸上交通のアクセスが向上したものの、工業団地等を保有しておらず、長引く景気低迷により新規の進出企業がない状態となっています。そこで、既存物件の利活用による企業進出の融通を図る取組が必要となっています。

また、地域資源の有効活用を図り、地域にとって波及効果の大きい町の生業に成長する企業の導入を積極的に推進するとともに、新規産業の創出を図るために、ベンチャーによる起業化について積極的にサポートしていく必要があります。そのためには、土地利用と環境保全に留意しつつ、広域的視野に基づく受入体制の強化・充実に努める必要があります。

また、地域経済の活性化をめざし、1次産業の生産性向上、商店街の活性化、企業誘致等の施策を展開してきましたが、景気低迷の中で、地域経済が停滞し、雇用の場を求めて若年者等の流出が続いている現状にあります。

今後、新たな雇用機会の創出を図るため、1次産物である農林水産物の付加価値を高める加工産業の振興を図る観点から、特産品の研究開発等と物産のブランド化を進めるとともに、農林水産業・観光・サービス業が密接につながる総合的な産業を育成していくことも必要になります。

(2) その対策

▶主な取組

ア. 農林業

- ・東青圏域の市町村と連携しながら、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保及び中核農家の重点的育成、新規就農者の受入体制を整備します。
- ・認定農業者、後継者の育成、集落営農の組織化・法人化等、地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積、生産基盤の確保を行います。
- ・オペレータ育成、受委託の促進等を図り、生産組織を育成し、法人形態への誘導を図ります。
- ・地場産品販売所のネットワーク化の推進を図ります。
- ・6次産業振興及び高次加工のための加工施設、産直施設等の整備を行います。
- ・高付加価値化、法人化、機械化、DX、雇用や環境配慮への取組等を支援します。
- ・農地の高度利用、農用地の流動化等による経営体の育成、農作業の受委託の促進及び集落等を単位とした集団的土地利用により、農地の効率的利用を図り、生産性の高い産業として自立し得る農業生産構造の確立に努めます。

- ・大区画ほ場での効率的作業体系の構築により、新規需要米及び大豆の作付拡大や高収益作物の導入を目指します。
- ・米粉製粉施設等の農林水産物加工施設の整備や観光農園等、農業者の能力、技術を活用した農業関連産業の育成および地場産業の振興に努めます。
- ・営農意欲の高い経営体と兼業農家等とのコミュニティの場及び連帯感の醸成を図り、合理的な農業生産活動が可能な、活力のある住みよい農村地域社会を形成します。
- ・低コスト路網整備による林道・作業道及び植林等の生産基盤の整備をします。
- ・低コスト施業、集約化施業等による作業の効率化を図る森林施業推進体制を整備します。
- ・林業従事者等の人材育成を行います。

イ. 水産業

- ・生業と賑わい創出のための漁港整備を進めます。
- ・交通体系及び拠点施設等の整備と、市場動向の把握や販路開拓等、流通体制を整備します。
- ・6次産業振興及び高次加工のための施設整備・支援を行います。
- ・資源管理型漁業、つくり育てる漁業の研究・推進による、安定的な収入の確保を図ります。
- ・高付加価値化、法人化、機械化、DX、雇用や環境配慮への取組等を支援します。
- ・HACCP の導入など安全安心な生産物の安定供給体制を強化します。
- ・流通経路を確立した国内及び海外向け販売の促進を図ります。
- ・漁協、漁業者と協力し水産物のPR活動など情報発信に取り組み消費拡大を図ります。
- ・地場産品販売所のネットワーク化の推進を図ります。
- ・特産品開発とブランド化の推進を図ります。
- ・地産地消の拡大を図ります。
- ・担い手確保のためのリーダー及び後継者を育成します。

ウ. 商工業の振興

【商業】

- ・商工会・行政の連携による商業の経営安定の強化と、金融機関等と連携した制度資金の適切な運用や経営の近代化を推進します。
- ・人々が、ふれあい、交流し、くつろげる、魅力ある商業空間づくりなどの活性化を行います。
- ・キャッシュレス決済の導入等、利用者の利便性向上に対応した取組を推進します。

【工業】

- ・地場産業の振興を図るため、地域資源の有効利用による新製品開発や既存製品の改良を行います。
- ・HACCP の導入など安全安心な生産物の安定供給体制を強化します。

エ. 観光

- ・観光消費額の拡大を図るため、海、山、森林、温泉、食、文化等を活用したグリーン、ブルー・ツーリズム、周遊滞在型観光、冬場の観光等、地場産品、景観、歴史、文化遺産、道の駅の複合的PRを図り、交流滞在や体験が可能な観光コンテンツの整備、観光メニューの開発を行います。
- ・観光客をターゲットにした2次交通の整備を図ります。

- ・階段国道周辺の火災跡地の利活用を推進します。
- ・テレワーク・ワーケーション向けの観光メニューの開発を行います。
- ・WEB サイト、パンフレット、SNS などの様々な媒体を利用した情報発信の充実を図ります。
- ・街歩きイベントを実施するなど、町の新たな魅力を発掘します。
- ・外国人観光客の誘致の強化・推進のため、外国語のウェブサイトやパンフレット、外国語併記の観光案内標識などにより、外国人観光客が安心して周遊できる体制整備を進めます。
- ・観光レクリエーション施設の整備のほか、ホスピタリティの向上など受入体制を整備します。
- ・キャッシュレス決済の導入等、利用者の利便性向上に対応した取組を推進します。

オ. 企業誘致、起業の促進

- ・小・中学校の空き校舎、空き家、空き店舗、空き工場等の既存物件の情報発信を行い、地域の特性を生かした起業支援を行い、企業の進出を図ります。
- ・東青圏域が一体となって企業誘致情報を発信します。
- ・産学官金連携により地域課題解決の研究開発を促進し、ビジネス化する環境を高めます。
- ・後継者発掘など、事業承継を促進します。
- ・町内の事業者と連携した技術者育成支援を検討します。
- ・事業拡大や新進出分野を切り開く創業者支援を検討します。
- ・テレワーク・ワーケーションの拠点づくりを推進します。

▶施設目標（※外ヶ浜町公共施設等総合管理計画参照）

- ・穀類等乾燥調整貯蔵施設…【方向性】長寿命化
- ・水産物鮮度保持施設…【方向性】長寿命化
- ・おだいばオートビレッジ …【方向性】長寿命化
- ・龍飛崎シーサイドパーク…【方向性】総量検討
- ・青函トンネル記念館…【方向性】運営改善

▶取組目標

- ・農業従事者数 104 人（令和 2 年国勢調査）を維持。
- ・新規の就農者を年間 2 人の確保。
- ・林業従事者数 26 人（令和 2 年国勢調査）を維持。
- ・漁業従事者数 409 人（令和 2 年国勢調査）を維持。
- ・第 2 次、第 3 次産業の民間事業数 287（令和 3 年経済センサス）を維持。
- ・青森県観光入込客統計入込観光客数 119,760 人（令和 5 年）より増加。
- ・町関係機関（役場、商工会、青森スタートアップセンター）への企業誘致、起業の相談件数年 1 件以上。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
産業の振興	(1)基盤整備 農業	穀類等乾燥調整貯蔵施設設備更新事業	町	
	(2)漁港施設	県営漁港事業負担金	県	
	(3)経営近代化施設 水産業	水産物鮮度保持施設更新事業	町	
	(4)地場産業の振興 加工施設	フードセンター改修事業	町	
	(9)観光またはレクリエーション	階段国道周辺整備事業	町	
		おだいばオートビレッジ改修事業	町	
		観光地駐車場区画線設置事業	町	
		かぶと屋根改修事業	町	
		トンネル記念館改修補助事業	町	
		龍飛岬シーサイドパーク改修事業	町	
		観光施設維持補修事業	町	
(10)過疎地域持続的発展特別事業				
第1次産業	旧町営牧場廃止事業 [事業内容] 老朽化した上記施設を解体する。 [必要性] 老朽化した施設等を解体することで、公共施設の管理の適正化を図ることができる。 [事業効果] 上記事業の実施によって、産業立地環境及び住環境が整備が図られ、地域の持続的発展につながる。	町		
	館ノ沢溜池廃止事業 [事業内容] 上記農業用溜池の廃止をする。 [必要性] 使用しなくなった農業用ため池の設備等を撤去し、環境整備及び景観の保全を図る。 [事業効果] 上記事業の実施によって、産業立地環境の整	町		

		備と景観保全が図られ、将来にわたって地域の持続的発展につながる。		
観光		<p>観光施設等解体事業 [事業内容] 旧林間ファミリー園、観瀬山公園海水浴場内施設等の解体事業。 [必要性] 老朽化した町有施設の倒壊等を防ぎ、施設周辺の環境整備を図る。 [事業効果] 上記事業の実施によって、産業立地環境及び住環境の整備が図られ、地域の持続的発展につながる。</p>	町	

(4) 産業振興促進事項

(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域及び同区域において振興すべき業種については、以下のとおりとします。

産業促進区域	業種	計画期間	備考
外ヶ浜町全域	製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業	令和8年4月1日～令和13年3月31日	

(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記(1)～(3)のとおりです。また、これらの産業振興施策の実施については、青森県及び近隣市町村との連携に努めます。

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

外ヶ浜町公共施設等総合管理計画では、レクリエーション・観光施設・産業系施設の基本方針として、「通常時の状態と異なる現象が生じていないか日常管理で常に留意し、点検結果を踏まえ情報を共有し、適時適切な補修・更新等を行うことを基本として、長寿命化を図る。」と定めています。本計画においても同様の方針とし、整合を図ります。

3. 地域における情報化

(1) 現況と問題点

DX（デジタル・トランスフォーメーション）は、自治体・民間を含め、日本全体の大きな課題であり、自治体においては、いつどこにいても行政サービスが受けられるような体制づくりとマイナンバーカードの普及は急務となっています。

また、広報については、インターネットを利用した町公式ホームページやSNS のほか防災行政無線を活用した音声情報やLINE による文字情報の発信は、住民及び町外の方々の重要な情報取得ツールとなっています。

ハード面においては、情報通信基盤整備を実施し、光ケーブルが全町的に敷設されているところですが、移設や延長については、引き続き対応が必要になります。

(2) その対策

▶主な取組

- ・マイナンバーカードの普及を進めます。
- ・自治体情報システムの標準化・共通化への取組を進めます。
- ・自治体の行政手続のオンライン化を進めます。
- ・自治体のAI・RPA の利用を推進します。
- ・テレワークを推進します。

▶取組目標

- ・マイナンバーカード保有枚数率 78.4%以上（令和7年5月末）

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
地域における情報 化	(1)電気通信施設等情 報化のための施設 プロードバンド施設	地域情報通信基盤設備移設事業（光ケーブル 移設）	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

外ヶ浜町公共施設等総合管理計画では、地域における情報化関連施設の基本方針として、「効率的な維持管理に努め、予防保全の考え方により、優先度を踏まえ計画的な修繕等を実施し長寿命化を図る。」と定めています。本計画においても同様の方針とし、整合を図ります。

4. 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

ア. 広域交通網

津軽半島の陸奥湾側を南北に縦走する国道280号と、三厩地区から津軽半島日本海に沿って弘前市方面に至る国道339号、蟹田地区から東西に津軽半島を横断する県道鰯ヶ沢蟹田線及び北海道新幹線奥津軽いまべつ駅までのアクセスに便利な県道今別蟹田線が基幹道路となっています。当該道路の整備による地域間の時間短縮により、地理的格差を克服し、一体性の高い地域の形成を図る必要があります。

今後も、広域圏の中心的な都市へのアクセス、東北新幹線・北海道新幹線へのアクセスの向上のほか、津軽半島を循環する半島道路の強靱化を図っていく必要があります。

海路では、津軽・下北半島を結ぶカーフェリーの発着地になっており、鉄路ではJR津軽線の駅があるなど、広域生活・経済圏域の中で交通の要衝及び交流拠点として重要な位置を占めています。

イ. 生活交通網

重要な路線や集落と公共施設を結ぶ路線を中心に、日常生活における地域内での活発な交流を促進するため、生活道路の整備を進めるとともに、国道及び県道との接続に配慮し、広域的ネットワークの形成を図る必要があります。

町道には、未整備や老朽化が目立つ路線もあるため、産業・観光振興はもとより、町民生活の利便性・環境改善の向上を目指し、生活空間に合わせた道路整備が望まれています。

また、冬期間の生活の安定と産業の振興を図るため、防雪、融雪等の施設整備、除雪機械の充実、道路改良により雪対策を推進し、集落相互、集落と公共施設、集落と近隣自治体を結ぶ交通の確保に努めます。

ウ. 産業交通網

農道、林道及び漁港関連道等については、産業の近代化、流通の円滑化に資する道路や、近隣市部と農山漁村との交流促進による地域活性化等にとって、不可欠である基幹的な道路も計画的な整備が必要となっています。

エ. 地域公共交通

当町の公共交通機関は、民間タクシー事業者のほか、町営バス、JR津軽線、津軽半島と下北半島を結ぶカーフェリーなどが主な交通手段となっていますが、令和9年度からJR津軽線蟹田三厩間の鉄路が廃止され自動車交通に転換されることが決定しています。

また、津軽中里駅～奥津軽いまべつ駅間を結ぶデマンド型予約制乗合タクシー「愛乗（あいのり）タクシー」が運行され当町でも大平山元遺跡が停留所となっています。

高齢者や学生など、町民の日常生活を支える公共交通の利便性向上のため、JRとの接続を踏まえた自動車交通などの交通体系の整備のほか、民間タクシー事業者や福祉有償運送事業者等と役割分担を図り、町民の移動手段の確保を図ります。

（2）その対策

▶主な取組

ア. 広域交通網

- ・国道280号及び339号の整備促進を国・県等へ要望します。
- ・県道鰺ヶ沢蟹田線、今別蟹田線、三厩小泊線、三厩停車場龍飛崎線（あじさいロード）の整備促進を、県等へ適宜要望します。
- ・小国峠の平坦化等の早期実現に向け、関係機関と一体となって取り組みます。

イ. 生活交通網

- ・安全、安心な道づくりを推進するため、災害危険箇所の防除等、道路防災対策に取り組みます。
- ・災害時においても道路の多重性が確保される道路ネットワークの形成に取り組みます。
- ・国道・県道・町道等のアクセス向上を図ります。
- ・国道や県道に至る町道、物流や防災の拠点となる避難所や観光レクリエーション施設へのアクセス道路を適正に管理します。
- ・基礎集落、日常生活に直結する道路施設を計画的に整備します。
- ・道路施設等インフラの点検を強化し、安全性を考慮した道路維持管理、草刈等を行います。
- ・道路標識、施設案内板等の整備を行います。
- ・歩行者の安全・快適性を重視した歩道空間を整備します。
- ・冬期間の交通確保、住環境の整備のため、除排雪機械整備及び流・融雪溝等の整備による除排雪対策を推進します。
- ・流融雪溝の利便性の向上を図ります。
- ・町民ニーズに対応したきめ細かな除排雪体制を確立します。

ウ. 産業交通網

- ・農林水産業等の産業振興及び交流促進に資する関連道路の整備を行います。

エ. 地域公共交通

- ・町内の各地区のニーズに合わせた交通体系に見直します。
- ・デマンド型乗合タクシーの本格運行による利用促進を図ります。
- ・津軽半島内の各地区間を結ぶ広域路線のあり方を検討します。
- ・広域路線と町内路線の交通拠点における接続性の改善を図ります。
- ・公共交通情報の提供体制の強化を図ります。
- ・公共交通の利用環境の改善を図ります。
- ・公共交通に関する出前講座を実施します。
- ・公共交通の新たな財源の確保と利用促進策を検討します。
- ・地域住民同士の助け合いの支援・促進方法を検討します。

▶取組目標（ア～エ）

- ・国道、県道などの整備促進にむけた要望の実施。
- ・町営バスの年間利用者数 30,000 人（令和 6 年度同等）より増加。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
交通施設の整備、 交通手段の確保	(1)市町村道 道路	蟹田小学校通り線道路改修事業	町	
		増川8号線道路改修事業	町	
		釜野澤3号線道路改修事業	町	
		竜飛4号線道路改修事業	町	
		蟹田川堤防1号線道路改良事業	町	
		外黒山下小国線道路改良事業	町	
		今津線道路改良事業	町	
		野田石崎線道路改良事業	町	
		増川4号線道路改良事業	町	
		町道区画線整備事業	町	
	橋りょう	町道舗装補修事業	町	
		消・融雪ポンプ設備改修事業	町	
		橋梁長寿命化対策事業	町	
		(3)林道	町	
	(6)自動車等 自動車	林業作業道整備事業	町	
		循環・路線バス更新事業	町	
	(8)道路整備機械等	除雪車購入事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

外ヶ浜町公共施設等総合管理計画では、交通施設の整備・交通手段の確保に係る関連施設の基本方針として、「効率的な維持管理に努め、予防保全の考え方により、優先度を踏まえ計画的な修繕等を実施し長寿命化を図る。」と定めています。本計画においても同様の方針とし、整合を図ります。

5. 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

ア. 水道

外ヶ浜町の簡易水道施設は、町内全域にわたりほぼ整備されています。健全な経営体制を維持しながら、地域生活の重要な基盤施設として、町民の多様なニーズに応え、信頼性のあるサービスを継続し、施設の老朽化等に対応した施設整備を適切に実施していく必要があります。

イ. 下水道

下水道は、町内3地区で一部供用しています。今後は、施設整備費や維持管理経費、財政計画等を見極めながら事業を展開する必要があります。

また、下水道計画区域外では、合併処理浄化槽の普及により、生活排水による水質汚濁を防止することで、居住環境の改善と河川、海域等の公共用水域の水質保全の対策を図る必要があります。

ウ. ごみ、し尿処理

町では「燃えるごみ（可燃ごみ）」「燃えないごみ（不燃ごみ）」「資源ごみ」「粗大ごみ」の4分類に分けて排出されるごみを回収しています。し尿処理は、下水道事業のほか、青森地域広域事務組合の上磯地区クリーンセンターで処理しています。

可燃ごみの処理は、一般廃棄物処理施設「グリーンハート外ヶ浜」で焼却処理していますが、施設の運営費用が多額となっています。

また、ホタテ貝養殖施設で排出される一般廃棄物の養殖残渣は、出荷時期に大量に発生し、一部をグリーンハート外ヶ浜で焼却処理していますが、処理能力を上回る量の残渣が発生した場合は町外の民間処理施設で委託処理しています。

ごみの排出量は、全国や県平均は年々減少していますが、当町の場合は1人あたりの排出量は横ばいとなっています。1人あたりの排出量を減少させるため、町民、事業者及び行政のパートナーシップにより、ごみの減量化とリサイクル活動を促進します。

また、廃棄物の諸問題を含めた啓発と環境教育を推進し、町民の環境問題に対する意識の醸成を図り、次世代の循環型社会の担い手を育むことが必要です。

エ. 消防・防災

住民の命を守ることを最優先に、大規模自然災害が発生しても機能不全に陥らず、迅速な復旧・復興が可能な強靭なまちづくりを推進しています。

常備消防である青森地域広域事務組合の消防・救急業務では、外ヶ浜分署及び今別分署を設置しており、消防職員の専門的かつ高度な教育訓練の一層の充実を図り、町民の生命・財産を守るという基本的役割を果たしています。

消防団は、町民と密接な防災活動組織の原点であり、地域の防災リーダーとして大きな役割を担っています。しかし、現在は、高齢化・過疎化に伴い団員数が減少し、災害時の出動態勢等の検討も必要になっています。このため、今後は時代に即した消防団活動ができるよう施設及び装備の整備、消防団及び自主防災組織の活性化を図ります。

このほか、町民への情報連絡体制として防災行政無線の整備・活用にあわせ、情報通信技術（ICT）を活用した情報発信を行い、町民が安心して生活できるような体制整備を行います。

また、防災対策の強化として、急傾斜地や河川等の整備を引き続き実施します。

オ. 住宅

若者世代の転出や世帯分離等で、高齢者の単身世帯や夫婦のみの世帯が増えています。人口減少の社会構造下では、人口定住を促進するために、新規に住宅を供給するほかに、既存の住宅を活用するなど、保有資産を活かした住環境整備を推進します。

また、基幹産業である農林水産業への若い世代や移住者の取り込みを推進するうえでも、空き家利用を含めた住宅政策を推進するまちづくりも必要となっています。

現在の公営住宅には、更新期を迎える老朽化した公営住宅もあるため、効率的かつ円滑な更新を行います。

(2) その対策

▶主な取組

ア. 水道

- ・外ヶ浜町3地区の安定的・効率的な給水体制の整備を図ります。
- ・取水施設の整備を図ります。
- ・量水器の計画的な交換を推進します。
- ・老朽化等に伴う施設調査及び改修等を進めます。

イ. 下水道

- ・財政事情等を踏まえた計画的かつ効率的な下水道事業を推進します。
- ・長期的に安定した施設運営をしていくために、ストックマネジメント計画に基づいて継続的に機器等の長寿命化を図っていきます。
- ・老朽化等に伴う施設調査及び改修等を進めます。
- ・下水道の加入率・水洗化率の向上を図ります。
- ・合併処理浄化槽の普及を促進します。

ウ. ごみ、し尿処理

- ・町民、事業者、行政の役割分担と協働によるごみの減量化・リサイクル、再資源化を推進します。
- ・家庭等のごみの出し方のマナー向上を図ります。
- ・粗大ごみ収集の充実を図ります。
- ・ごみステーションの整備支援を行います。
- ・処理施設の効率的な運営を図ります。
- ・ホタテ養殖残渣処理対策を進めます。
- ・産業廃棄物の適正処理の徹底や、不法投棄防止の指導を強化します。
- ・ごみ減量化、資源化等の啓発活動及び環境教育を推進します。

エ. 消防・防災

- ・乳幼児、女性、高齢者など、あらゆる方に対応する避難所運営と機能強化を推進します。
- ・防災訓練の実施や災害時の備蓄品の確保を図ります。
- ・消防団員の確保を図ります。
- ・防災情報等の多様な情報発信基盤及び消防施設の整備を図ります。
- ・自主防災組織の設立を支援します。
- ・防災の取組を自ら考え実践する「自助」、地域やコミュニティなど周囲の人たちが協力して助け合う「共助」など、防災意識の向上を図ります。

才. 住宅

- ・空き家バンク等で空き家情報の提供を行い、利活用の促進と適正管理により、持続可能な住環境を推進します。
- ・宅地分譲を推進します。
- ・町内定住の促進（特に町外からの流入）として、住宅取得やリフォームのための助成制度、融資制度を金融機関と連携して構築します。

▶施設の目標（※外ヶ浜町公共施設等総合管理計画参照）

- ・ごみ処理施設グリーンハート外ヶ浜…【方向性】長寿命化

▶取組目標

- ・消防団員数 229 人（令和 7 年 12 月末）を維持。

（3）計画

事業計画（令和 8 年度～12 年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
生活環境の整備	(1) 水道施設 簡易水道	量水器（水道メーター）交換事業	町	
		配水管布設替事業（国道 280 号道路改築事業）	町	
		野田増圧ポンプ場残塩計取替工事	町	
	(2) 下水処理施設 公共下水道	蟹田地区公共下水道（管渠）	町	
		蟹田地区公共下水道（処理場）		
		平館地区特定環境保全公共下水道（管渠）	町	
		平館地区特定環境保全公共下水道（処理場）	町	
		三厩地区特定環境保全公共下水道（管渠）	町	
		三厩地区特定環境保全公共下水道（処理場）	町	
		その他 浄化槽設置整備事業補助金	町	
	(3) 廃棄物処理施設 ごみ処理施設	長期包括的運営委託事業（第 2 期）（ごみ処理施設）	町	
		外ヶ浜分署建替事業	青森地域広域事務組合	
		高規格救急車両等更新	青森地域広域事務組合	
		消防ポンプ（積載含む）自動車更新事業	町	
	消防施設	防火水槽更新事業	町	
		消防自動車格納庫更新事業	町	

	(6)公営住宅	公営住宅改修事業	町	
(7)過疎地域持続的発展特別事業				
	危険施設撤去	<p>空き家等解体支援事業</p> <p>[事業内容]</p> <p>町民又は以前在住していた住民所有空家の解体を補助する。</p> <p>[必要性]</p> <p>老朽化した個人所有空家の倒壊等を防ぎ、施設周辺の環境整備及び景観の保全を図る。</p> <p>[事業効果]</p> <p>上記事業の実施によって、安全・安心な住環境の整備が図られ、地域の持続的発展につながる。</p>	町	
	防災・防犯	<p>消防団施設・設備撤去事業</p> <p>[事業内容]</p> <p>老朽化した消防団施設及び設備を撤去する。</p> <p>[必要性]</p> <p>老朽化した施設等を撤去することで、公共施設の管理の適正化を図ることができる。</p> <p>[事業効果]</p> <p>上記事業の実施によって、消防・防災関連用地・設備の適正管理及び住環境の整備が図られ、地域の持続的発展につながる。</p>	町	
	その他	<p>町営住宅解体事業</p> <p>[事業内容]</p> <p>老朽化した町営住宅施設を撤去する。</p> <p>[必要性]</p> <p>老朽化した施設等を撤去することで、公共施設の管理の適正化を図ることができます。</p> <p>[事業効果]</p> <p>上記事業の実施によって、安全・安心な住環境の整備が図られ、地域の持続的発展につながる。</p>	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

外ヶ浜町公共施設等総合管理計画では、各施設等について以下のとおり基本方針を定めています。本計画においても同様の方針とし、整合を図ります。

ア. 水道施設

健全な経営体制を維持しながら、地域生活の重要な基盤施設として、町民の多様なニーズに応え、信頼性のあるサービスを継続して提供するとともに、施設の老朽化等に対応した施設整備を適切に実施していく必要があります。「アセットマネジメント」を基に、整備及び更新を進めます。

イ. 下水道施設

「長期的な視点で下水道施設全体の今後の老朽化の進展状況を考慮し、優先順位付けを行った上で、施設の点検・調査、修繕・改善を実施し、施設全体を対象とした施設管理を最適化する」旨が記載されています。

ウ. ごみ、し尿処理施設

ごみ処理施設グリーンハート外ヶ浜については、長寿命化することを前提に、運営改善、広域化等を視野に入れた検討を行います。

エ. 消防・防災施設

基本的には長寿命化を見据えた整備を行っていきながら、老朽化が進んでいる施設については、廃止や複合化を含めた整備を行っていきます。

オ. 住宅施設

定住促進住宅及び障害者住宅については、比較的新しい施設であることや、定住を促進するために提供する施設であることから、長寿命化を前提とした整備を行います。

6. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

ア. 子育て支援

子どもや家庭を取り巻く環境は厳しさを増し、核家族化の進行や親の長時間労働に加え、近隣関係の希薄化など、子どもをめぐる地域ネットワークが弱体化していく中で、育児の負担が母親にのしかかり、母子2人きりで周囲から隔離されて一日を過ごす「育児の孤立化」といった状況が指摘されています。

共働き家族をはじめ、専業主婦家庭や母子家庭等を含めたすべての子育て家庭への支援を行う観点から、子育て世帯の負担軽減を図り、出生数が高まるよう様々な子育て支援サービスが必要になっています。

また、子育て世帯目線での安全・安心な生活環境の整備や、地域で子育てを支援する社会システムの再構築、子どもの事故防止や権利擁護等、よりいっそう総合的な支援が必要な状況になっています。

イ. 高齢者福祉・地域福祉

“安心して老後を迎える、いつでもいきいきと暮らしたい”という願いを実現するため、生きがいづくりや介護予防（健康増進を含む）、一人暮らし高齢者の生活支援、さらには老後の最大の不安である介護を必要とするに至ったときの施策や、元気な方から介護を必要とする方まで、すべての高齢者に関する施策が求められています。

都市部と地方で高齢化の進みが大きく異なる状況を踏まえ、これまで以上に中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて、介護サービス基盤を整備するとともに、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な対策を検討することが重要になってきます。

ウ. 健康づくり

当町の平均寿命は、全国平均より短いものの、年々少しづつ伸びています。また健康寿命をさらに延ばしていくためには、肥満、がん、心疾患などの生活習慣病の予防など、健康づくりが重要となってきます。心身ともに健康的な生活を送るためには、一人ひとりの健康への意識向上のほか、食事、運動、睡眠などの健康的な生活習慣の実践も重要となってきます。

また、定期的な健診や検診受診により、自分の健康状態を把握して、病気の早期発見、早期治療につなげる取組もよりいっそう必要となります。

エ. 障害者(児)福祉

障がいを取り巻く環境は、高齢化や障がいの重度化、発達障がいや医療的ケア児などの特性に応じた切れ目のない支援の必要性などを背景に、多様化・複雑化しています。障がい者を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体として捉え、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための総合的かつ計画的な対策が求められています。

（2）その対策

▶主な取組

ア. 子育て支援

- ・妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて母子の健康が確保されるよう、乳幼児健診、乳児家庭全戸訪問、母子保健における健康診査、訪問指導、保健指導等の充実を図ります。
- ・新たに設置した「こども家庭センター」と地域の様々な関係専門機関とのネットワークを構築し活用しながら、ワンストップ相談窓口の整備を図り、妊娠期、出産期（産後ケア）、新生児期及び乳幼児期を通じて、母子の健康が確保されるよう子育て家庭の個別ニーズを把握した上で、情報提供や相談支援を行い、個々に必要なサービスを円滑に利用できるよう、きめ細かな支援を行います。
- ・小児医療体制は、安心して子どもを生み、健やかに育てることができる環境の基盤となるものであることから、県や近隣の市町村、関係機関との連携の下で小児医療の充実・確保に努めます。

- ・すべての子どもを対象とした放課後や週末等にも安全・安心な居場所づくりを推進します。
- ・未就学児及び児童生徒が日常的に移動する経路（キッズゾーン（仮称）・スクールゾーン等）の安全点検を定期的に実施し、道路交通安全環境の整備のほか、地域ぐるみで子どもを見守るための体制整備の強化を図ります。
- ・子どもが犯罪等の被害に遭わないようなまちづくりを進めるため、道路、公園等の公共施設や住宅の構造、設備、配置等について、犯罪等の防止に配慮した環境設計を行います。
- ・妊娠・出産を機に離職した場合や子育て中の女性の再就職に対して、マザーズハローワーク事業の拡充等を通じて、相談窓口や希望に応じて再就職できる環境整備、職業支援の実施等、丁寧な就職支援体制の構築を進めていきます。
- ・保育サービス、教育機関（幼稚園・保育所（園）・認定こども園等）、子育て支援事業について、子育て家庭のニーズに沿った事業になるよう環境整備や支援体制の充実を図ります。
- ・子ども家庭総合支援拠点となる健康福祉子どもセンター（子ども相談所）の支援体制の強化と要保護児童対策地域協議会（東津軽郡虐待防止協議会）の充実強化、学校・教育委員会における児童虐待防止・対応に関する体制強化を図ります。

イ. 高齢者福祉・地域福祉

- ・生きがいづくりへの取組を行います。
- ・高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施します
- ・生活支援事業の取組を行います。
- ・地域包括支援センターの機能強化を図り、地域包括ケアシステム構築と推進を図ります。
- ・在宅医療・介護連携の推進を図ります。
- ・生活支援・介護予防サービスの体制整備を行います。
- ・持続可能な介護保険事業の運営を行います。

ウ. 健康づくり

- ・健康的な生活習慣づくりや疾病に関する知識の普及啓発、健康教育、健康相談の内容の充実を図ります。
- ・地域組織と連携し、家族ぐるみでの健康づくり活動の充実を図ります。
- ・健診を受けやすい環境づくりと健診内容の一層の充実を図り、がん検診の精密検査受診率の向上を目指します。
- ・健（検）診の事後指導において個人の生活習慣改善のため、働きかけをし、適切な医療機関受診を勧奨します。
- ・誰もが自殺に追い込まれことがないよう地域ぐるみで心の健康づくり、人にやさしいまちづくりを推進します。

エ. 障害者(児)福祉

- ・福祉施設の入所者の地域生活への移行を目指します。
- ・精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を図ります。
- ・地域生活支援の充実（地域生活支援拠点等の整備）を図ります。
- ・障がい児支援の提供体制の整備等を行います。

- ・相談支援体制の充実・強化等を図ります。
- ・連携中枢都市圏事業などの広域的に取り組む事業を推進します。

▶施設の目標（※外ヶ浜町公共施設個別施設計画参照）

- ・総合福祉センターなどわーる…【方向性】長寿命化
- ・老人いこいの家…【方向性】廃止

▶取組目標

- ・年間出生数2人より増加。（令和7年出生数2人）
- ・介護保険の要支援、要介護者合計615人（令和7年9月末）より低下。
- ・各種がん検診受診の受診率を国の目標である50%に近づける。
- ・町地域活動支援センター利用者数10人（令和7年実績）より増加。

（3）計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
子育て環境の確保 、高齢者等の保健 及び福祉の向上及 び増進	(3)高齢者福祉施設 高齢者生活福祉セン ター	高齢者生活福祉センター等運営委託事業	町	ソフト
	(4)介護老人保健施設	介護老人保健施設屋上防水改修事業	町	
	(7)市町村保険センタ ー及びこども家庭セ ンター	こども家庭センター運営事業	町	ソフト
	(7)過疎地域持続的発展特別事業			
児童福祉	児童福祉	こども園運営費補助事業 [事業内容] 町内認定こども園に対して補助を実施。 [必要性] 幼児の受入体制や保育士の待遇改善等、住民ニ ーズに対応した保育体制を整備する必要があ る。 [事業効果] 上記事業の実施によって、良好な保育環境の整 備が図られ、地域の持続的発展につながる。	町	
	高齢者・障害者福祉	公共施設解体事業（三厩老人憩いの家） [事業内容] 老朽化した上記高齢者福祉施設を解体する。	町	

		<p>[必要性] 老朽化した施設等を解体することで、公共施設の管理の適正化を図ることができる。</p> <p>[事業効果] 上記事業の実施によって、高齢者・障害者福祉関連用地の適正管理及び住環境の整備が図られ、地域の持続的発展につながる。</p>		
--	--	---	--	--

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

外ヶ浜町公共施設等総合管理計画では高齢福祉施設、障害福祉施設、児童福祉施設、保健施設、その他社会保健施設の基本方針として、「法定・日常点検の適切な実施により施設の劣化・故障を早期に発見し、構造躯体に与える影響の度合いや施設利用の安全性の観点により適切な対応を図る。」と定めています。本計画においても同様の方針としており、整合性は図られています。

7. 医療の確保

(1) 現況と問題点

外ヶ浜中央病院は青森地域医療圏域の中で、津軽半島唯一の病院であり、2町1村（外ヶ浜町・今別町・蓬田村）を診療圏域として、欠くことのできない医療施設となっています。地域内の介護福祉施設等の入所者に対する健康管理受託事業を行っており、医療、福祉、介護施策において重要な役割を担っています。

今後は、病院施設の老朽化のため状況に合わせた改修のほか、建て替えを含めた施設の在り方を検討していきます。病院事業のほか、地域唯一の介護老人保健施設を併設し、平成19年からリハビリテーション科を創設し、平成23年10月から三厩診療所が外ヶ浜中央病院の附属診療所となつこともあり、中核病院としての重要性が増しています。引き続き、医師の確保に努め、へき地医療拠点病院として、近隣の診療所との連携を推進し、地域医療の安定確保に貢献していくこととしています。

また、町内には民間医療施設も含めて、小児科、眼科、耳鼻咽喉科等がなく、歯科は1施設にとどまっていますが、特定診療科目の町民ニーズが高いことから、広域的かつ体系的な医療供給体制の整備・充実を図ります。

(2) その対策

▶主な取組

- ・医師確保にむけ、取り組みを強化し救急医療体制の再開をめざします。
- ・施設・設備のリニューアルを推進し、多様な医療サービスを展開します。
- ・病院の建て替えを含めた施設の在り方を検討します。
- ・町内外の病院・診療所等との支援体制の強化を図ります。
- ・診療施設への交通アクセスの向上を図ります。

▶施設の目標（※外ヶ浜町公共施設等総合管理計画参照）

- ・病院施設…【方向性】長寿命化

▶取組目標

- ・外ヶ浜中央病院年間延べ外来者数 21,251 人（令和 6 年度町決算書）より増加。

（3）計画

事業計画（令和 8 年度～12 年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
医療の確保	(1)診療施設 病院	医療機器等購入事業	町	
		病院施設改修事業	町	
	(3)過疎地域持続的発展特別事業			
	自治体病院	医師確保対策事業 [事業内容] 病院事業に対して補助を実施。 [必要性] 医師確保のため。 [事業効果] 医師確保の取組によって、救急医療体制の再開を目指すとともに、良好な医療環境の整備につながり、地域の持続的発展につながる。	町	

（4）公共施設等総合管理計画等との整合

外ヶ浜町公共施設等総合管理計画では、病院施設の基本方針として、「現況調査を行い、施設の劣化状況を把握したのち、修繕方法や実施時期を検討し計画的に修繕・更新を実施することにより長寿命化を図る。また利用者との連携を図り、施設設備の安全確保に努める。」と定めています。本計画においても同様の方針とし、整合性は図ります。

8. 教育の振興

（1）現況と問題点

ア. 学校教育

小、中学校の児童生徒数は年々減少し、教育環境の充実と教育水準の向上を図るため、平成 31 年に学校再編が行われ、小、中学校が各 2 校ずつの合計 4 校になりました。

また、三厩小学校・中学校においては、令和 7 年から一貫校化を実施し、9 年間の教育をとおして個別的に最適な学びと協働的な学びを一体化させ、主体的に学ぶ生徒の育成を目指しています。

今後も引き続き、児童・生徒数の減少という状況でも、都市部と格差がなく、より充実した教育環境をつくるための体制整備が必要となってきます。

イ. 社会教育・社会体育

町民一人ひとりが自己の向上を目指し、生涯にわたって心身ともに健康で、生きがいのある充実した生活を送るとともに、心のふれあう豊かで住みよい地域社会をめざすため、社会教育の推進に努めてきました。

また、健康で心豊かな住み良い町をめざすため、住民の教養の向上と健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興と社会福祉の増進に寄与し充実した生活を送るため、生涯学習の推進及び町民一人ひとりが、自分の意志に基づき自分に適した方法で生涯にわたって学習できる環境づくりが必要となります。

(2) その対策

▶主な取組

ア. 学校教育

- ・学校・家庭・地域の連携・協議による未来を担う人材育成の充実
- ・地域の強みを生かした地域づくりを担う人材育成の促進

イ. 社会教育・社会体育

- ・芸術文化活動の振興
- ・生涯スポーツの充実
- ・伝統芸能・技術の継承
- ・多様な学習機会の充実
- ・自主的学習活動
- ・図書及び視聴覚教材活用の充実
- ・学童教室の充実

▶施設の目標（※外ヶ浜町公共施設等総合管理計画参照）

- ・蟹田中学校…【方向性】長寿命化、事後保全
- ・蟹田小学校…【方向性】長寿命化、事後保全
- ・三厩小・中学校…【方向性】長寿命化、事後保全
- ・上蟹田教員住宅…【方向性】長寿命化
- ・三厩教職員住宅…【方向性】事後保全
- ・給食センター…【方向性】長寿命化
- ・（旧）平館中学校…【方向性】複合化
- ・（旧）三厩小学校…【方向性】複合化、耐震補強

▶取組目標

- ・放課後学童教室利用者数年間利用者 4,000 人（令和 6 年度同等）を維持。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
教育の振興	(1)学校教育関連施設 校舎	学校施設改修事業	町	
	屋外運動場	体育館改修事業	町	
	教職員住宅	教員住宅建設・改修事業	町	
	スクールバス・ポート	スクールバス更新事業		
	給食施設	厨房機器購入事業	町	
	(3) 集会施設、体育施 設等	公共施設利活用事業（平館中学校）	町	
	その他	公共施設利活用事業（三厩小学校）	町	
(4)過疎地域持続的発展特別事業				
その他	公共施設解体事業（平館公民館） [事業内容] 老朽化した上記施設を解体する。 [必要性] 老朽化した施設等を解体することで、公共施設の管理の適正化を図ることができる。 [事業効果] 上記事業の実施によって、集会施設の適正管理及び住環境の整備が図られ、地域の持続的発展につながる。		町	
	公共施設解体事業（三厩公民館） [事業内容] 老朽化した上記施設を解体する。 [必要性] 老朽化した施設等を解体することで、公共施設の管理の適正化を図ることができる。 [事業効果] 上記事業の実施によって、集会施設の適正管理及び住環境の整備が図られ、地域の持続的発展につながる。		町	

	<p>公共施設解体事業（三厩体育館）</p> <p>[事業内容]</p> <p>体育館の利用実態及び三厩地区の公共施設のあり方を検討後、必要に応じて老朽化した上記施設を解体する。</p> <p>[必要性]</p> <p>老朽化した施設等を解体することで、公共施設の管理の適正化を図ることができる。</p> <p>[事業効果]</p> <p>上記事業の実施によって、体育施設の適正管理及び住環境の整備が図られ、地域の持続的発展につながる。</p>	町	
	<p>公共施設解体事業（平館体育館）</p> <p>[事業内容]</p> <p>老朽化した上記施設を解体する。</p> <p>[必要性]</p> <p>老朽化した施設等を解体することで、公共施設の管理の適正化を図ることができる。</p> <p>[事業効果]</p> <p>上記事業の実施によって、体育施設の適正管理及び住環境の整備が図られ、地域の持続的発展につながる。</p>	町	
	<p>公共施設解体事業（蟹田スキー場）</p> <p>[事業内容]</p> <p>老朽化した上記施設を解体する。</p> <p>[必要性]</p> <p>老朽化した施設等を解体することで、公共施設の管理の適正化を図ることができる。</p> <p>[事業効果]</p> <p>上記事業の実施によって、体育施設の適正管理及び住環境の整備が図られ、地域の持続的発展につながる。</p>	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

外ヶ浜町公共施設等総合管理計画では、各施設等について以下のとおり基本方針を定めています。本計画においても同様の方針とし、整合性を図ります。

①学校

長期的な視点による効率的な維持管理を行い、予防保全の考え方により計画的に修繕等を実施し、施設の長寿命化を図ります。また、学校規模の状況、児童・生徒数の動向、適正な通学区の設定等、諸条件を総合的に判断し、安全で快適な教育環境の整備を推進します。

②その他教育施設（給食等）

効率的な維持管理に努め、予防保全の考え方により、優先度を踏まえ計画的な修繕等を実施し長寿命化を図ります。

③スポーツ施設

現況調査を行い、施設の劣化状況を把握したのち、修繕方法や実施時期を検討し計画的に修繕・更新を実施することにより長寿命化を図ります。また、利用者との連携を図り、施設設備の安全確保に努めます。

④市民文化系施設

継続的に維持管理・修繕を行い、長寿命化を推進しますが、経過年数以上に劣化が進んでいる建物は優先的に対応します。

なお、将来的に建替が必要な時期となった場合は、利用者や立地の状況、近隣施設との複合化も視野に入れ、対応します。

9. 集落の整備

（1）現況と問題点

平館・三厩地区の集落は、海岸に沿って集落が形成されており、蟹田地区は、陸奥湾沿いと蟹田川に沿った形で山間部にも集落が広がっています。

ほとんどの集落で人口や世帯数が減少していますが、快適な生活居住環境の整備をしていくためには、都市機能を持つ集落や美しい自然景観を持つ農山漁村集落など、特色をいかした集落の整備充実を図る必要があります。

そのうえ、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する集落の活動を支援する集落支援員の配置とともに、一人ひとりの多様な社会参加と地域社会の持続の両方を実現する「地域共生社会」を目指します。

また、公共施設の配置については施設の有する性格や機能を考慮するとともに、個々の集落が地域の活力を十分に発揮できるように、集落間及び公共施設等を交通ネットワークで結び、安心して暮らせるまちづくりを推進します。

（2）その対策

▶主な取組

- ・小・中学校の空き校舎などの公共施設や民間店舗等の機能を活かした拠点的な集落(地区)を形成します。（小さな拠点整備）
- ・都市機能をもつ集落と周辺集落との連携を図ります。
- ・地域共生社会の実現に向けた取り組みを行います。
- ・集落支援員を配置し、集落活性化対策に取り組みます。

▶取組目標

- ・集落支援員の配置自治会・地区会数3団体以上（令和7年度3団体）。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
集落の整備	(2)過疎地域持続的発展特別事業			
		兼任集落支援員設置事業 [事業内容] 各集落に兼任集落支援を配置する。 [必要性] 集落機能の維持を図る。 [事業効果] 兼任集落支援員の配置によって、各集落の現状把握、活動の適正化、コミュニティ力の強化が図られ、地域の持続的発展につながる。	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

外ヶ浜町公共施設等総合管理計画では、集会施設、市民文化系施設等について、「今後も継続的に維持管理・修繕を行い、長寿命化を推進しますが、経過年数以上に劣化が進んでいる建物は優先的に対応します。なお、将来的に建替が必要な時期となった場合は、利用者や立地の状況、近隣施設との複合化も視野に入れ、対応します。」と基本方針を定めています。本計画においても同様の方針とし、整合性を図ります。

10. 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

歴史的文化資源は、令和3年に世界文化遺産として登録された「北海道・北東北の縄文遺跡群」の構成資産の一つである史跡大平山元遺跡のほか、源義経の北行渡海伝説や文人墨客の足跡等、多くの文化資産に恵まれています。

大平山元遺跡に関する文化財等は令和6年に開館した「大平山元遺跡展示施設むーもん館」で展示されていますが、今後も引き続き文化財の適切な保護のための施設整備を検討する必要があります。

(2) その対策

▶主な取組

- ・大平山元遺跡の保存・活用
- ・その他文化財、埋蔵文化財の保護・保存と公開・活用
- ・伝統芸能・技術の継承を目的とした指導者及び後継者の育成、発表機会の充実
- ・芸術文化の継承活動及び創作活動の奨励及び文化団体、サークルの育成

▶施設の目標（※外ヶ浜町公共施設等総合管理計画計画参考）

- ・大山ふるさと資料館…【方向性】廃止

▶取組目標

- ・大平山元遺跡展示施設「むーもん館」年間来場者数5,000人（令和7年4～12月）以上。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
地域文化の振興等	(1) 地域文化振興施設等 地域文化振興施設	重要文化財保存事業 史跡大平山元遺跡整備地修繕事業	町	
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	地域文化振興 公共施設解体事業（大山ふるさと資料館） [事業内容] 老朽化した上記施設を解体する。 [必要性] 老朽化した施設等を解体することで、公共施設の管理の適正化を図ることができます。 [事業効果] 上記事業の実施によって、文化施設の適正管理及び住環境の整備が図られ、地域の持続的発展につながる。		町

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

外ヶ浜町公共施設等総合管理計画では、地域文化の振興等に関する各施設等について以下のとおり基本方針を定めています。本計画においても同様の方針とし、整合性を図ります。

①文化施設

予防保全的な維持管理や修繕を実施し、ライフサイクルコストの縮減を図ります。

②博物館等

建築物の定期点検を適切に推進します。現況調査を行い、施設の劣化状況を把握し、修繕方法や実施時期を検討し、計画的に修繕・更新を実施することにより長寿命化を図ります。また、利用者との連携を図り、施設整備の安全確保に努めます。

11. 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

当町は、2050 年までに温室効果ガスの排出と吸収を考慮して、町全体として温室効果ガスの排出を実質ゼロにすることを目指す「ゼロカーボンシティ」を 2023 年 9 月に宣言しました。主な行動内容は「風力・小水力等の再生可能エネルギー事業の推進」「庁舎や公共施設等における環境配慮型の設備、機器等の更新・導入の推進」「全町的に脱炭素に向けた普及啓発を行うとともに、連携・協力を強化」することとなっています。

今後も引き続き、地域社会を構成する私たち一人ひとりが、自らの日常生活や事業活動を再点検し、限られた資源の有効活用や再生可能エネルギーの利用促進など、地球環境への負荷が少ない行動へ転換してしく必要があります。

(2) その対策

▶主な取組

- ・省エネ住宅での快適な住環境を実現、自然と共生した再生可能エネルギーの導入拡大、公共施設の LED 化など、暮らしの脱炭素を推進します。
- ・バイオマスによる熱供給の検討など、産業の脱炭素化を推進します。
- ・環境に優しい車両の導入など、交通の脱炭素化を推進します。
- ・適正な森林整備やブルーカーボン対策など、CO₂などの吸収源対策を推進します。
- ・「外ヶ浜町地球温暖化対策実行計画」の着実な進行を通じて、低脱炭素、循環型社会の実現にむけた施策「2050 ゼロカーボンシティ外ヶ浜」を目指し、環境教育や官民連携を推進します。

▶取組目標

第3セクターである・(株)津軽半島エコエネによる風力発電施設の設備利用率 26.3%以上（令和 7 年実績）の維持。

(3) 計画

事業計画（令和 8 年度～12 年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

外ヶ浜町公共施設等総合管理計画では、再生エネルギー関連施設の基本方針として、「効率的な維持管理に努め、予防保全の考え方により、優先度を踏まえ計画的な修繕等を実施し長寿命化を図る。」と定めています。本計画策定時点では、再生エネルギー関連施設の整備予定はありませんが、今後関連する事業を実施する場合には、外ヶ浜町公共施設等総合管理計画との整合を図ることとします。

12. その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

1~11までの持続的発展施策のうち、過疎地域持続的発展特別事業の実施に当たり、幅広い分野において町民生活に密着したサービスを展開することが必要となり、将来にわたり、その対策に要する費用は今後ますます増えていくことが予測され、財源の確保等が問題となっています。

(2) その対策

▶主な取組

- ・過疎地域持続的発展特別事業基金を造成し、過疎地域持続的発展特別事業に要する事業費への有効活用を図ります。

▶取組目標

- ・過疎地域持続的発展特別事業を実施する場合に、基金積立金を活用する。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
その他地域の持続的発展に関し必要な事項	過疎地域持続的発展特別事業			
		過疎地域持続的発展特別事業基金造成事業 [事業内容] 過疎地域持続的発展特別事業を実施するための基金を造成する。 [必要性] 多額の事業費を要する過疎地域持続的発展特別事業の実施が将来にわたって見込まれることから、基金造成による財源の確保が必要である。 [事業効果] 基金造成によって、單一年度における財源不足を解消し、計画的で効率的な過疎地域持続的発展特別事業の実施が可能となることから、地域の持続的発展につながる。	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

外ヶ浜町公共施設等総合管理計画では、その他地域の持続的発展に関し必要な事項に関連する行政系施設の基本方針として、「効率的な維持管理に努め、予防保全の考え方により、優先度を踏まえ計画的な修繕等を実施し長寿命化を図る。」と定めています。本計画策定時点では、その他地域の持続的発展に関し必要な事項に関連する施設の整備予定はありませんが、今後関連する事業を実施する場合には、外ヶ浜町公共施設等総合管理計画との整合を図ることとします。

事業計画（令和8年度～令和12年度）過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
移住・定住・地域間 交流の促進、人材 育成	人材育成	<p>地域おこし協力隊受入事業</p> <p>[事業内容]</p> <p>町外から地域おこし協力隊を受け入れし、地 域活動を行う。</p> <p>[必要性]</p> <p>移住及び関係人口の創出につながるため。</p> <p>[事業効果]</p> <p>協力隊の活動によって、地域のにぎわい創出 や産業の活性化が期待され、地域の持続的發 展につながる。</p>	町	<p>協力隊の任期終了 後も、移住者又は 関係人口の獲得、 産業の活性化等、 将来にわたって効 果が及ぶものと考 えられる。</p>
産業の振興	第1次産業	<p>旧町営牧場廃止事業</p> <p>[事業内容]</p> <p>老朽化した上記施設を解体する。</p> <p>[必要性]</p> <p>老朽化した施設等を解体することで、公共施 設の管理の適正化を図ることができる。</p> <p>[事業効果]</p> <p>上記事業の実施によって、産業立地環境及び 住環境が整備が図られ、地域の持続的發展に つながる。</p>	町	<p>老朽化した施設を 解体することで、 将来にわたる産業 用地の適正管理、 周辺住民の安全確 保、景観維持等に つながる。</p>
		<p>館ノ沢溜池廃止事業</p> <p>[事業内容]</p> <p>上記農業用溜池の廃止をする。</p> <p>[必要性]</p> <p>使用しなくなった農業用ため池の設備等を撤 去し、環境整備及び景観の保全を図る。</p> <p>[事業効果]</p> <p>上記事業の実施によって、産業立地環境及び 住環境の整備が図られ、地域の持続的發展に つながる。</p>		<p>老朽化した施設を 解体することで、 将来にわたる産業 用地の適正管理、 周辺住民の安全確 保、景観維持等に つながる。</p>

	観光	<p>観光施設等解体事業</p> <p>[事業内容]</p> <p>旧林間ファミリー園、観瀬山公園海水浴場内施設等の解体事業。</p> <p>[必要性]</p> <p>老朽化した町有施設の倒壊等を防ぎ、施設周辺の環境整備を図る。</p> <p>[事業効果]</p> <p>上記事業の実施によって、産業立地環境及び住環境の整備が図られ、地域の持続的発展につながる。</p>	町	老朽化した施設を解体することで、将来にわたって産業用地の適正管理、周辺住民の安全確保、景観維持等につながる。
生活環境の整備	危険施設撤去	<p>空き家等解体支援事業</p> <p>[事業内容]</p> <p>町民又は以前在住していた住民所有空家の解体を補助する。</p> <p>[必要性]</p> <p>老朽化した個人所有空家の倒壊等を防ぎ、施設周辺の環境整備及び景観の保全を図る。</p> <p>[事業効果]</p> <p>上記事業の実施によって、安全・安心な住環境の整備が図られ、地域の持続的発展につながる。</p>	町	老朽化した民家等の解体を支援することで、将来にわたって周辺住民の安全確保や景観維持等につながる。
防災・防犯		<p>消防団施設・設備撤去事業</p> <p>[事業内容]</p> <p>老朽化した消防団施設及び設備を撤去する。</p> <p>[必要性]</p> <p>老朽化した施設等を撤去することで、公共施設の管理の適正化を図ることができる。</p> <p>[事業効果]</p> <p>上記事業の実施によって、消防・防災関連用地・設備の適正管理及び住環境の整備が図られ、地域の持続的発展につながる。</p>	町	老朽化した施設の解体や設備の撤去によって、将来にわたる消防用地・設備の適正管理、周辺住民の安全確保、景観維持等につながる。

	その他	<p>町営住宅解体事業</p> <p>[事業内容]</p> <p>老朽化した町営住宅施設を撤去する。</p> <p>[必要性]</p> <p>老朽化した施設等を撤去することで、公共施設の管理の適正化を図ることができる。</p> <p>[事業効果]</p> <p>上記事業の実施によって、安全・安心な住環境の整備が図られ、地域の持続的発展につながる。</p>	町	<p>老朽化した施設を解体することで、将来にわたる産業用地の適正管理、周辺住民の安全確保、景観維持等につながる。</p>
子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	児童福祉	<p>こども園運営費補助事業</p> <p>[事業内容]</p> <p>町内認定こども園に対して補助を実施。</p> <p>[必要性]</p> <p>幼児の受入体制や保育士の待遇改善等、住民ニーズに対応した保育体制を整備する必要がある。</p> <p>[事業効果]</p> <p>上記事業の実施によって、良好な保育環境の整備が図られ、地域の持続的発展につながる。</p>	町	<p>町内認定こども園に対して補助を実施することで、将来にわたる保育環境の整備等につながる。</p>
	高齢者・障害者福祉	<p>公共施設解体事業（三厩老人憩いの家）</p> <p>[事業内容]</p> <p>老朽化した上記高齢者福祉施設を解体する。</p> <p>[必要性]</p> <p>老朽化した施設等を解体することで、公共施設の管理の適正化を図ることができる。</p> <p>[事業効果]</p> <p>上記事業の実施によって、高齢者・障害者福祉関連用地の適正管理及び住環境の整備が図られ、地域の持続的発展につながる。</p>	町	<p>老朽化した施設を解体することで、将来にわたる高齢者・障害者福祉関連用地の適正管理、周辺住民の安全確保、景観維持等につながる。</p>

医療の確保	自治体病院	<p>医師確保対策事業</p> <p>[事業内容] 病院事業に対して補助を実施。</p> <p>[必要性] 医師確保のため。</p> <p>[事業効果] 医師確保の取組によって、救急医療体制の再開を目指すとともに、良好な医療環境の整備につながり、地域の持続的発展につながる。</p>	町	病院事業に対して医師確保対策経費を補助することで、将来にわたる医療環境の整備等につながる。
教育の振興	その他	<p>公共施設解体事業（平館公民館）</p> <p>[事業内容] 老朽化した上記施設を解体する。</p> <p>[必要性] 老朽化した施設等を解体することで、公共施設の管理の適正化を図ることができる。</p> <p>[事業効果] 上記事業の実施によって、集会施設の適正管理及び住環境の整備が図られ、地域の持続的発展につながる。</p>	町	老朽化した施設を解体することで、将来にわたる集会施設の適正管理、周辺住民の安全確保、景観維持等につながる。
		<p>公共施設解体事業（三厩公民館）</p> <p>[事業内容] 老朽化した上記施設を解体する。</p> <p>[必要性] 老朽化した施設等を解体することで、公共施設の管理の適正化を図ることができる。</p> <p>[事業効果] 上記事業の実施によって、集会施設の適正管理及び住環境の整備が図られ、地域の持続的発展につながる。</p>		

	<p>公共施設解体事業（三厩体育館）</p> <p>[事業内容]</p> <p>体育館の利用実態及び三厩地区の公共施設のあり方を検討後、必要に応じて老朽化した上記施設を解体する。</p> <p>[必要性]</p> <p>老朽化した施設等を解体することで、公共施設の管理の適正化を図ることができる。</p> <p>[事業効果]</p> <p>上記事業の実施によって、体育施設の適正管理及び住環境の整備が図られ、地域の持続的発展につながる。</p>	町	老朽化した施設を解体することで、将来にわたる体育施設の適正管理、周辺住民の安全確保、景観維持等につながる。
	<p>公共施設解体事業（平館体育館）</p> <p>[事業内容]</p> <p>老朽化した上記施設を解体する。</p> <p>[必要性]</p> <p>老朽化した施設等を解体することで、公共施設の管理の適正化を図ることができる。</p> <p>[事業効果]</p> <p>上記事業の実施によって、体育施設の適正管理及び住環境の整備が図られ、地域の持続的発展につながる。</p>	町	老朽化した施設を解体することで、将来にわたる体育施設の適正管理、周辺住民の安全確保、景観維持等につながる。
	<p>公共施設解体事業（蟹田スキー場）</p> <p>[事業内容]</p> <p>老朽化した上記施設を解体する。</p> <p>[必要性]</p> <p>老朽化した施設等を解体することで、公共施設の管理の適正化を図ることができる。</p> <p>[事業効果]</p> <p>上記事業の実施によって、体育施設の適正管理及び住環境の整備が図られ、地域の持続的発展につながる。</p>	町	老朽化した施設を解体することで、将来にわたる体育施設の適正管理、周辺住民の安全確保、景観維持等につながる。

集落の整備	集落整備	<p>兼任集落支援員設置事業</p> <p>[事業内容]</p> <p>各集落に兼任集落支援を配置する。</p> <p>[必要性]</p> <p>集落機能の維持を図る。</p> <p>[事業効果]</p> <p>兼任集落支援員の配置によって、各集落の現状把握、活動の適正化、コミュニティ力の強化が図られ、地域の持続的発展につながる。</p>	町	各集落に兼任集落支援を配置することで、現状把握と集落における課題解決が進み、将来にわたる集落の維持等につながる。
地域文化の振興等	地域文化振興	<p>公共施設解体事業（大山ふるさと資料館）</p> <p>[事業内容]</p> <p>老朽化した上記施設を解体する。</p> <p>[必要性]</p> <p>老朽化した施設等を解体することで、公共施設の管理の適正化を図ることができる。</p> <p>[事業効果]</p> <p>上記事業の実施によって、文化施設の適正管理及び住環境の整備が図られ、地域の持続的発展につながる。</p>	町	老朽化した施設を解体することで、将来にわたる文化施設の適正管理、周辺住民の安全確保、景観維持等につながる。
その他地域の持続的発展に関し必要な事項	基金積立	<p>過疎地域持続的発展特別事業基金造成事業</p> <p>[事業内容]</p> <p>過疎地域持続的発展特別事業を実施するための基金を造成する。</p> <p>[必要性]</p> <p>多額の事業費を要する過疎地域持続的発展特別事業の実施が将来にわたって見込まれることから、基金造成による財源の確保が必要である。</p> <p>[事業効果]</p> <p>基金造成によって、單一年度における財源不足を解消し、計画的で効率的な過疎地域持続的発展特別事業の実施が可能となることから、地域の持続的発展につながる。</p>	町	基金造成を実施することで、将来にわたって計画的で効率的な過疎地域持続的発展特別事業の実施が可能となる。